



賃貸集合給湯省エネ
2025事業

交付申請等の要件について (交付申請の手引き)

2025年3月10日版

リフォーム
工事
タイプ

※
新築住宅は
補助対象に
なりません

賃貸集合給湯省エネ2025事業事務局

ホームページ
<https://chintai-shoene2025.meti.go.jp/>

住宅省エネ2025キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

お問い合わせ窓口
  **0570-022-004**
(IP電話等からのお問い合わせ先)
03-6629-1601

受付時間
9:00～17:00 (土・日・祝含む)

※電話番号はお間違えないようにお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

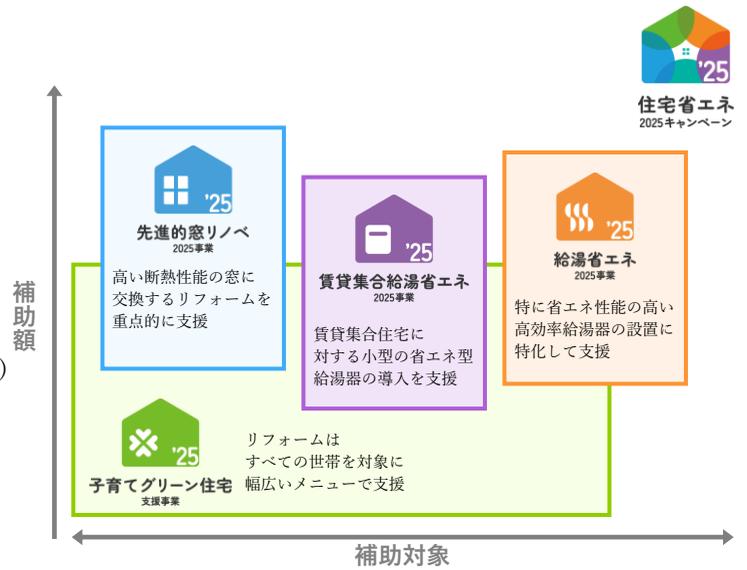
住宅省エネ2025キャンペーンについて

「住宅省エネ2025キャンペーン」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上や高効率給湯器、小型の省エネ型給湯器の導入等の住宅省エネ化を支援する新たに創設された**4つの補助事業の総称**です。

4つの補助事業には複数事業で補助対象となる製品が含まれています。(例：外窓、高効率給湯器等)

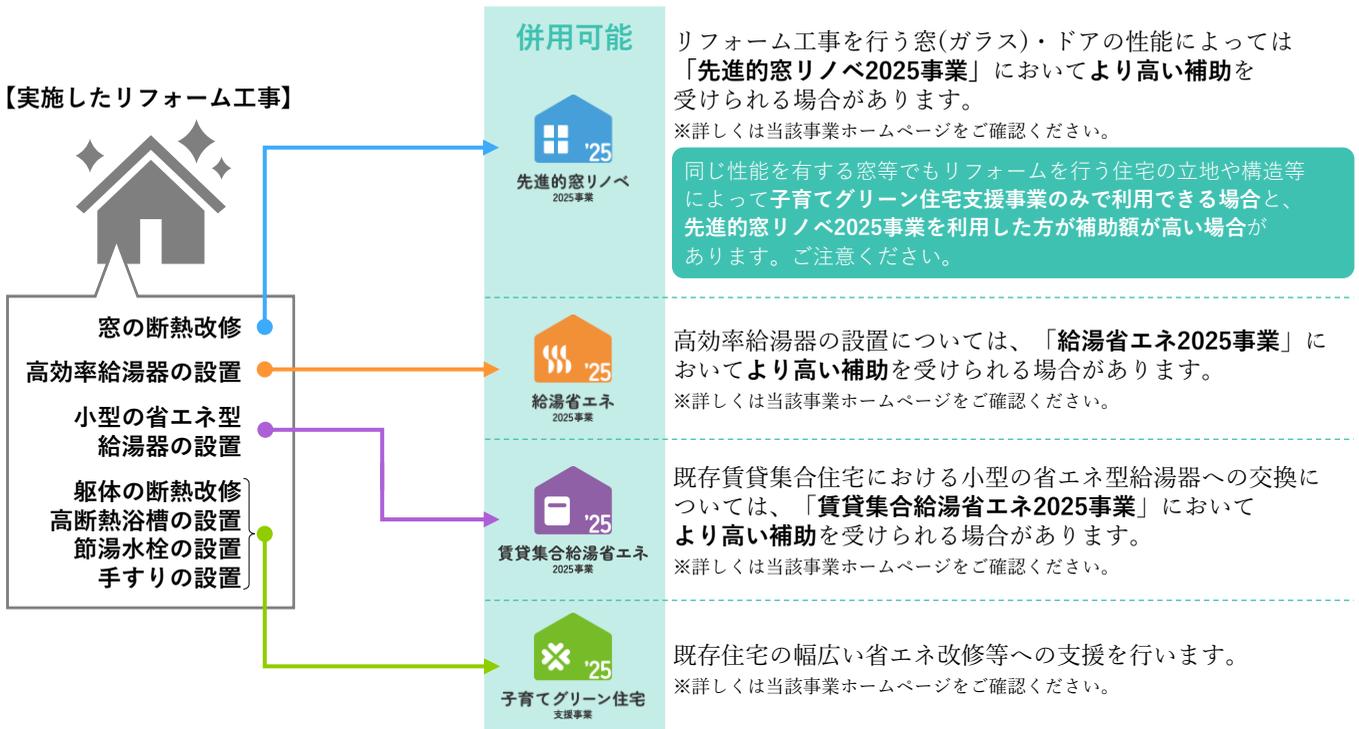
同一の補助対象製品でも、事業により要件や補助額が異なります。要件を満たす事業が複数ある場合は、より有利な補助を受けられる補助事業への交付申請をお勧めします。

ワンストップ申請(P4参照)もご活用ください。



各補助事業の併用について

子育てグリーン住宅支援事業と先進的窓リノベ2025事業、給湯省エネ2025事業、賃貸集合給湯省エネ2025事業(以下、「構成事業」という)は、対象建材・設備の性能等に応じて、補助対象が重複しなければ併用することができます。(同一の工事請負契約および工期でも可)



【各構成事業を併用した際の子育てグリーン住宅支援事業での取り扱いについて】

子育てグリーン住宅支援事業のリフォームは、必須工事3カテゴリー(開口部の断熱改修、躯体の断熱改修、エコ住宅設備の設置)のうち、2つ以上の実施が補助対象となります。ただし、以下の構成事業にて補助を受けている場合、各必須工事を行ったものとして取り扱います。

- ◆先進的窓リノベ2025事業 : 開口部の断熱改修
- ◆給湯省エネ2025事業/賃貸集合給湯省エネ2025事業 : エコ住宅設備の設置

※上記の取り扱いを受ける場合、子育てグリーン住宅支援事業の交付決定は併せて申請される他の構成事業の交付決定後となります。

※リフォーム(一括)を除きます。

重複する補助対象工事における各構成事業の補助額例

《併用における注意点》

- ◆同一箇所の工事、同一の設置工事において、各事業に重複して申請することはできません。
(異なる箇所・設置工事をそれぞれ交付申請することは可)
- ◆補助を受けるための要件については、各構成事業のホームページや「交付申請等の要件について(交付申請の手引き)」等をご確認ください。

【開口部の改修】

工事内容		子育てグリーン住宅支援事業		先進的窓リノベ2025事業		
		機能		機能		
ガラス交換	大(L)	断熱等 防音性 防災性	11,000～18,000 円	断熱等	30,000～55,000 円	製品の性能と 既存サッシの 組み合わせにより、 補助額が変わります
	中(M)		8,000～12,000 円		19,000～34,000 円	
	小(S)		3,000～7,000 円		5,000～11,000 円	
内窓設置	大(L)	断熱等 防音性	12,500～17,000 円	断熱等	26,000～106,000 円	製品の性能により、 補助額が変わります
	中(M)		10,000～13,500 円		18,000～72,000 円	
	小(S)		8,500～11,000 円		12,000～46,000 円	
外窓交換	大(L)	断熱等 防犯性 防音性 防災性	25,000～41,000 円	断熱等	92,000～266,000 円	製品の性能、 建物の種別や階数、 設置工法により、 補助額が変わります
	中(M)		20,000～27,000 円		69,000～181,000 円	
	小(S)		16,000～22,000 円		46,000～112,000 円	
ドア交換	大(L)	断熱等 防犯性 防音性	36,000～53,000 円	断熱等	92,000～266,000 円	製品の性能、 建物の種別や階数、 設置工法により、 補助額が変わります ※他の窓の工事と同一の 契約で、同時申請する 場合のみ補助対象
	中(M)		—		69,000～181,000 円	
	小(S)		32,000～43,000 円		46,000～112,000 円	

【高効率給湯器の設置】

設置機器	子育てグリーン住宅支援事業	給湯省エネ2025事業*1
ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	30,000 円	60,000～130,000 円
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	30,000 円	80,000～150,000 円
家庭用燃料電池(エネファーム)	—	160,000～200,000 円

*1 既存住宅のリフォーム工事に限り、高効率給湯器の設置に合わせて、電気蓄熱暖房機または電気温水器の撤去を行う場合は、当該撤去工事に応じた定額も加算されます。

【小型の省エネ型給湯器への交換*2】

設置機器	子育てグリーン住宅支援事業	賃貸集合給湯省エネ2025事業*3
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	30,000 円	<<追い焚き機能なし>> 50,000 円/80,000 円
潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)	30,000 円	<<追い焚き機能あり>> 70,000 円/100,000 円

*2 既存賃貸集合住宅において、従来型給湯器から小型の省エネ給湯器(エコジョーズ/エコフィール)に交換する場合は、賃貸集合給湯省エネ2025事業を利用した方が、より高い補助を受けることができます。詳細は各構成事業の手引きを参照ください。

*3 設置する給湯器の性能(追い焚き機能の有無)ごとに、加算対象となる工事を実施する場合は、その工事方法に応じた定額が加算されます。

各構成事業への交付申請について

補助金の交付申請を含むすべての手続きは、住宅省エネ2025キャンペーンに登録された住宅省エネ支援事業者が行ってください。

交付申請を行う補助事業を選択し、選択した補助事業の事務局(以下、「事務局」という)へ申請を行ってください。

※消費者自身が交付申請の手続きを行うことはできません。

ワンストップ申請について

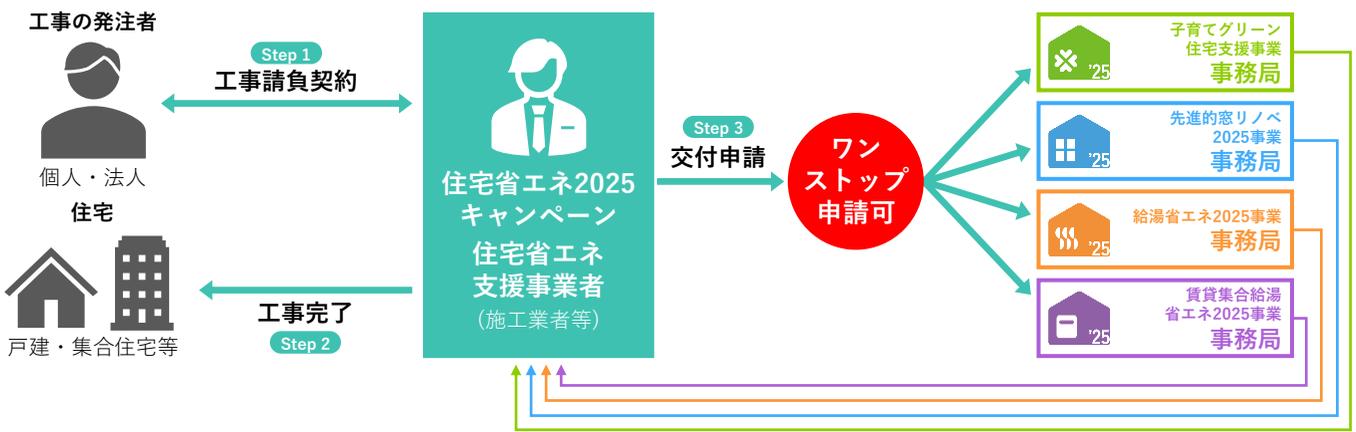
各構成事業への申請は基本的に、各構成事業の事務局に行いますが、「住宅省エネ2025キャンペーン」では、**ワンストップ**での交付申請手続きも可能です。

ワンストップ申請の手続きでは、実施した対象工事を一度の入力で、より高い補助を受けられる構成事業へ振り分け、交付申請を行うことができます。

各々の設備がどちらの事業で補助を受けられるかがわからない場合、ワンストップ申請を利用すると便利です。

ワンストップ申請の対象は「1つの工事請負契約に基づくリフォーム工事」に限ります。

《ワンストップ申請のイメージ》



※ワンストップ申請の注意と制限

- ◆事業者登録時に参加を申告した構成事業のみ利用可能です。
- ◆提出書類は、各構成事業ごとに定められた書類の添付が必要です。
- ◆ワンストップ申請の提出以降の手続き(審査・不備等の連絡・交付決定・振込)は、構成事業ごとに行います。(交付申請の予約をワンストップ申請で提出した場合、予約後の交付申請は、構成事業ごとに行う必要があります)
- ◆分離発注や複数受注による工事について、原則、ワンストップ申請を利用することはできません。(給湯省エネ2025事業における加算対象となる撤去工事を除く)
- ◆交付申請の提出後、不備等の訂正過程で申請内容が変わった場合、「最も補助額が高い組み合わせ」ではない場合があります。
- ◆子育てグリーン住宅支援事業と併せて必須工事の1つとして他の構成事業を併用する場合、必須工事としての取り扱いを確認するため、子育てグリーン住宅支援事業の交付決定は、併せて申請される他の構成事業の交付決定となります。
- ◆先進的窓リノベ2025事業の一括申請における「仮予約」を行う場合は、ワンストップ申請を利用することはできません。
- ◆賃貸集合給湯省エネ2025事業を含んだワンストップ申請はリフォーム(一括)のみ可能です。

第1章 | 事業概要

1-1	目的・趣旨	7
1-2	事業名称	7
1-3	事業予算	7
1-4	補助対象事業	7
1-5	補助対象者・交付申請者・申請区分	8
1-6	賃貸集合給湯省エネ事業者の登録	8
1-7	賃貸集合給湯省エネ事業者の要件	9
1-8	補助対象製品・補助額	9
1-9	着工日と交付申請の時期	10
1-10	補助金の交付と還元	10
1-11	事業スケジュール	10
1-12	補助の対象外	11
1-13	補助金の返還	11
1-14	補助金の併用	12

(注) 第1章は賃貸集合給湯省エネ2025事業の各種手引きで共通の内容となっています

第2章 | 補助対象者/住宅/期間要件の詳細

2-1	事業イメージ	14
2-2	補助対象になる方	15
2-3	補助対象になる住宅	17
2-4	補助対象期間	18

第3章 | 補助対象製品要件/補助額・補助上限の詳細

3-1	補助対象製品について	20
3-2	エコジョーズ	20
3-3	エコフィール	20
3-4	加算となる工事について	21
3-5	補助額・補助上限について	21
3-6	補助対象とならない給湯器例	22
3-7	撤去する従来型給湯器	22

(注) 第3章は賃貸集合給湯省エネ2025事業の各種手引きで共通の内容となっています

第4章 | 申請手続きの詳細

4-1	申請手続きの流れ	24
4-2	住宅省エネポータルについて	25
4-3	アカウントについて	25
4-4	事業者登録の手順	26
4-5	工事請負契約(原契約)の締結	26
4-6	共同事業実施規約(兼自認書)の締結	27
4-7	補助対象製品の設置工事の着手	27
4-8	交付申請の予約 任意	28
4-9	工事の完了	30
4-10	交付申請	31
4-11	交付決定	32
4-12	実績報告(兼、請求) / 補助金額の確定・交付(振込)	33
4-13	書類の保管	34

第5章 | 添付書類の詳細

第6章 | その他

6-1	工事写真の提出免除について	51
6-2	契約書(注文書・注文請書を含む)の電子契約について	52
6-3	交付決定時の郵送物	54
6-4	補助金の確定・交付時の郵送物	54
6-5	一定数取替事業タイプ 申請の詳細	
6-6	自社所有物件施工タイプ 申請の詳細	

後日公開予定

後日公開予定

第7章 | 更新履歴



リフォーム工事タイプ

本事業
共通

第1章 事業概要

(注) 第1章は賃貸集合給湯省エネ2025事業の各種手引きで共通の内容となっています。

【本手引きの注釈記号の扱い】

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

1-1 目的・趣旨

賃貸集合給湯省エネ2025事業(以下、「本事業」という)は、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、特に既存賃貸集合住宅に対する小型の省エネ型給湯器の導入支援を行うことにより、その普及拡大を図り、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする事業です。

1-2 事業名称

既存賃貸集合住宅用小型省エネルギー型給湯器導入促進事業費補助金
(賃貸集合給湯省エネ2025事業)

1-3 事業予算

50億円(令和6年度補正予算)

1-4 補助対象事業

本事業は、賃貸集合住宅のオーナー等が、既存賃貸集合住宅の1棟あたり2戸以上の賃貸住戸を所有し、その賃貸住戸において、施工業者・管理会社等またはリース事業者*1と契約を締結し、従来型給湯器を小型の省エネ型給湯器へ交換するリフォーム工事またはリース利用する事業(以下、「補助事業」という)に対して、補助を行います。

従来型給湯器とは、排熱の回収等の効率を改善する機能を有さない、いわゆるガス給湯器または石油給湯機のことをいいます。

小型の省エネ型給湯器は、予め性能要件を満たし、本事業の対象機器として登録された製品(以下、「補助対象製品」という)であるものに限りします。

*1 施工業者またはリース事業者は、本事業の参加にあたっては、予め「賃貸集合給湯省エネ事業者」としての登録を受ける必要があります。

補 足

- **既存住宅とは**
本事業における「既存住宅」とは、工事請負契約日時点において、建築から1年が経過した建物、またはいずれかの住戸に人が居住したことがある(現に人が居住している住宅を含む)建物のことをいいます。
- **賃貸住宅とは**
本事業における「賃貸住宅」とは、人が居住の用に供することを目的とした賃貸借契約の締結により貸し出される住宅のことをいいます。ただし、不動産登記上「居宅」「共同住宅」であっても、現に居住以外の目的(店舗や事務所、倉庫等)で使用されている、または賃貸借契約が締結されていない場合、賃貸住宅には該当しません。
- **集合住宅とは**
本事業における「集合住宅」とは、1棟に2戸以上の住戸を有する建物のことをいいます。
- **賃貸住戸数とは**
本事業における「賃貸住戸数」とは、賃貸集合住宅が有する賃貸住宅の戸数のことをいいます。賃貸住戸数が2戸以上の集合住宅が本事業の対象です。賃貸集合住宅のオーナーや親族等が居住する住戸は、賃貸借契約が締結されないため、賃貸住戸数としてカウントしません。

1-5 補助対象者・交付申請者・申請区分

本事業では、賃貸集合住宅のオーナー等*1*2のうち、補助対象製品を設置する工事発注者またはリース利用者が補助対象者となります。

補助金の交付申請は、補助対象製品の設置工事またはリース契約を発注したオーナー等が「共同事業者」となり、補助対象製品の設置工事またはリース契約を締結した「賃貸集合給湯省エネ事業者」と共同で行います。

具体的な手続きは、以下の申請区分に応じたそれぞれの賃貸集合給湯省エネ事業者が代表して行います。賃貸集合給湯省エネ事業者は、共同事業者から依頼を受けた本事業の交付申請手続きを遅滞なく、また適正に実施する必要があります。

また、当該手続きの進捗に関する共同事業者からの問い合わせに誠実に対応する必要があります。

*1 賃貸集合住宅の内、一部(賃貸住戸を2戸以上)を所有する場合(区分所有者等)も含まれます。

*2 賃貸集合住宅のオーナーから管理委託を受けている管理人等も含まれます。

※既存賃貸集合住宅を所有または管理する事業者(工事発注者)が、補助金の手続き等を自らで行いたい場合、一定条件を満たすことで補助事業者として手続きをすることができます。詳細は6-5 一定数取替事業タイプ申請の詳細を参照ください。 **後日公開予定**

※給湯器の設置工事を補助事業者として行う者が既存集合住宅を所有している場合、当該集合住宅の給湯器の交換についても補助対象になる場合があります。詳細は6-6 自社所有物件施工タイプ申請の詳細を参照ください。 **後日公開予定**

申請区分	補助対象者(共同事業者)	締結する契約	交付申請者(賃貸集合給湯省エネ事業者)
リフォーム工事	賃貸集合住宅オーナー等 かつ工事発注者	工事請負契約	施工業者 (工事請負業者)
リース利用	賃貸集合住宅オーナー等 かつ給湯器の借主	リース契約	リース事業者

1-6 賃貸集合給湯省エネ事業者の登録

「賃貸集合給湯省エネ事業者」とは、補助対象者(共同事業者)に代わり交付申請の手続きを行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元する者として、予め本事業に登録した事業者をいいます。賃貸集合給湯省エネ2025事業への参加にあたっては住宅省エネ2025キャンペーン(以下、「本キャンペーン」という)のホームページ(以下、「本キャンペーンのホームページ」という)より、「事業者登録規約(住宅省エネ2025キャンペーン)」および「事業者登録規約(賃貸集合給湯省エネ2025事業)」に同意を行い、「住宅省エネ支援事業者」および「賃貸集合給湯省エネ事業者」として登録を受ける必要があります。

なお、住宅省エネ支援事業者および賃貸集合給湯省エネ事業者の登録は、国や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。優良誤認の可能性のある広報活動を行うことはできません。

補 足

□ 賃貸集合給湯省エネ事業者の不適切な行為に対する事業者登録の停止等

本事業における不適切な行為とは、経済産業省資源エネルギー庁所管事業補助金(以下、「資源エネルギー庁補助金」という)の規約その他これに類するものに反して、または怠慢、虚偽の申告もしくはその他の不正な手段により、資源エネルギー庁補助金の交付を受け、または受けようとする等の行為をいいます。

本事務局または国は、不適切な行為を行うまたは行おうとした賃貸集合給湯省エネ事業者に対して、賃貸集合給湯省エネ事業者としての登録の抹消または停止(一時停止を含む。以下同じ)を行うことがあります*3。

また、登録の抹消または停止に伴い、以下の全部または一部の処分を行います。

- 不適切な行為を伴う補助事業の交付申請(予約を含む)の却下、
また、既に交付決定を行った場合においては、その取り消し(交付済の補助金についてはその全部または一部の返還)
- 不適切な行為があった補助事業以外の補助事業に係る交付申請(予約を含む)の全部または一部の却下、
また、既に交付決定を行った場合においては、その全部または一部の取り消し(交付済の補助金についてはその全部または一部の返還)
- 資源エネルギー庁補助金について、処分の通知から3ヶ年間の交付申請の制限
- 住宅省エネ2025キャンペーンの他の構成事業に対する処分の通達
- 不適切な行為が行われた事実および処分内容の公表
- 賃貸集合給湯省エネ事業者としての公表の停止

*3 本事業期間中に登録停止が解除された場合であっても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

1-7 賃貸集合給湯省エネ事業者の要件

賃貸集合給湯省エネ事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。

法人、個人事業主	法人の場合は、国内に法人登記された法人であること 個人事業主の場合は、日本国内に住民登録されていること(国籍は不問)
環境	インターネット環境を有し、 事務局が提供する「住宅省エネポータル」を利用できること
許認可	本事業の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること
振込口座	本補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること
規約類の遵守	本事業の交付規程、登録規約、その他事務局が交付申請の手引き等に定める事項を遵守して事業を行うこと
事業者の登録	「住宅省エネ支援事業者」として登録されている事業者であること

補 足

- **住宅省エネ支援事業者と賃貸集合給湯省エネ事業者について**
本事業に参加を希望する事業者は、まず本キャンペーンにおいて「住宅省エネ支援事業者」として登録を行います。住宅省エネ支援事業者は、任意の時期に本事業に参加を希望し、「賃貸集合給湯省エネ事業者」としても登録を受けることができます。
ただし、事務局が定める補助金の交付申請を制限されるもの(1-12③参照)に該当しない場合に限りです。
- **住宅省エネポータルとは**
事務局が提供するWEBシステムです。本キャンペーンの事業者登録手続き、各補助事業の交付申請等の手続きは、すべて住宅省エネポータル(以下、「本ポータル」という)上で行うため、
登録にあたっては、本ポータルを活用できるWEB環境が必要であり、WEB操作が可能であることが求められます。

1-8 補助対象製品・補助額

本事業の補助対象製品および補助額は以下のとおりです。
詳しい性能基準・補助額については、第3章を参照してください。

①基本額

設置する給湯器	給湯器の性能	補助額(基本額)	補助上限
小型の省エネ型給湯器 (エコジョーズ/エコフィール)	追い焚き機能なし	5万円/台	1住戸につきいずれか1台まで
	追い焚き機能あり	7万円/台	

また、導入する給湯器の性能(追い焚き機能の有無)ごとに、以下に該当する工事を実施する場合、その工事に応じた定額を加算して補助します。

②加算額

追い焚き機能	加算対象となる工事	補助額(加算額)
なし	共用廊下を横断してドレン排水ガイドを敷設する工事 (ドレン排水ガイド敷設工事)	3万円/台
あり	浴室へのドレン水排水工事 (三方弁工事、三本管(二重管含む)工事)	

1-9 着工日と交付申請の時期

着工日の定義、交付申請および交付申請の予約が可能になる時期は以下のとおりです。

申請区分	着工日	以降の予約が可能	以降の交付申請が可能
リフォーム工事	補助対象製品(1台目) 設置工事*1の着手日	契約工事全体の着手日 (給湯器以外でも可)	契約に含まれるすべての 工事の引渡し
リース利用			

*1 設置工事には、従来型給湯器の撤去を含みます。

1-10 補助金の交付と還元

補助金は交付申請を行った賃貸集合給湯省エネ事業者から共同事業者に以下①②のいずれかの方法により還元します。

還元方法については、申請の前に作成する本事業の「共同事業実施規約(兼自認書)」(様式3)により、予め両方で合意するものとします。

①補助事業に係る契約代金に充当する方法

②現金で支払う方法

※リース利用の場合は、一定期間リース料金と相殺することを含む

補 足

□ 交付される補助金の会計処理について

本補助金の受益者は、あくまでも共同事業者である賃貸集合住宅のオーナー等で、補助対象製品の交換設置工事の発注者およびリース契約の借主です。

賃貸集合給湯省エネ事業者にとって、交付される補助金は、

①の場合、共同事業者が支払うべき工事代金(「売上」)の一部であり「売掛」や「未収金」

②の場合、共同事業者に支払うための「預り金」

として扱われることが一般的です。詳しくは、税理士および最寄りの税務署にご確認ください。

□ 賃貸集合給湯省エネ事業者が倒産(個人事業主の場合は死亡)した場合について

速やかに事務局にご相談ください。

1-11 事業スケジュール

契約日の期間	着工日以前
着工日*2の期間	2024年11月22日以降
交付申請(予約を含む)の受付開始	2025年3月31日～
交付申請の予約受付期間	2025年4月14日～ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年11月14日)*3
交付申請の受付期間	2025年4月14日～ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年12月31日)*3

*2 着工時期に疑義がある場合、追加調査等の対象になることがあります。

*3 交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。

交付申請(予約を含む)の受付期間であっても、予算の上限に達し次第、受付終了となります。

※一括申請のワンストップ申請の開始については、予定が決まり次第公表いたします。

1-12 補助の対象外

以下の①から③に該当する場合、本事業の補助対象になりません。

①本事業における重複申請

以下に該当する場合、本事業に重複して申請することはできません。

■同一の補助対象製品に対し、複数回の補助を受けることはできません。

②賃貸集合給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)との重複申請

賃貸集合給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)で補助金の交付を受けた補助対象製品は、本事業では補助対象として取り扱われません。

③本事業の交付申請を制限される者

■以下のいずれかに該当する法人および個人は、本事業の交付申請を行うことができません。

- ◆法人においては、暴力団*1または役員等(実質的に経営に関与する者)が暴力団員である、個人においては、暴力団員*1である法人、個人によらず、暴力団および暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者

*1 「暴力団」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する組織をいいます。また、「暴力団員」とは同法第2条第6号の規定するものをいいます。

- ◆過去3ヶ年度内に資源エネルギー庁補助金において、以下に該当する者。ただし、本事業への参加について制限しない旨の通知を行った者を除く

- a) 交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者
- b) 不適切な行為を行った者

※本事業期間中に当該制限の解除された場合であっても、当該制限期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

■以下に該当する法人および個人は、本事業の交付申請を制限されることがあります。

- ◆住宅省エネ2025キャンペーンの他の構成事業または以下のいずれかの事業において、不適切な行為を行った、または行おうとした者

- a) こどもエコすまい支援事業(令和4年度補正予算等)
- b) 先進的窓リノベ事業(令和4年度補正予算)
- c) 給湯省エネ事業(令和4年度補正予算)
- d) 子育てエコホーム支援事業(令和5年度補正予算等)
- e) 先進的窓リノベ2024事業(令和5年度補正予算)
- f) 給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)
- g) 賃貸集合給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)

1-13 補助金の返還

本事務局は、交付決定を取り消された*2、または取得財産の処分に反した補助事業に対して、その補助金の全額もしくは一部金額を交付しません。また、既に交付した補助金について、全額もしくは一部金額の返還を命じることがあります。

*2 本事務局または国は、不適切な行為により補助金の交付を受けた、または受けようとした交付申請(予約を含む)について、交付申請の却下または既に交付決定を行った場合においては、その取り消しを行うことがあります。

1-14 補助金の併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。
なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。

自治体等が申請窓口となる補助事業との併用可否については、本キャンペーンでは回答しかねます。窓口となる自治体等にご確認ください。

補助金の交付を受けた財産(設備等)を処分した場合の取り扱いは含まれません。各補助金事業の事務事業者等にお問い合わせください。

■子育てグリーン住宅支援事業(リフォーム)は、補助対象が重複しない限り、併用が可能です。

本事業と子育てグリーン住宅支援事業は、補助対象となる製品およびその性能要件が異なりますが、一部の補助対象となる機器は重複しています。

複数の補助対象製品を導入した場合、給湯器の性能等に応じて両事業を併用し、それぞれ補助を受けることができます。(同一の契約および工期でも可)

ただし、両事業の補助対象である機器であっても、一つの機器に対して両事業の補助を受けることはできず、子育てグリーン住宅支援事業の新築に対する補助を受けた場合、本事業は利用できません。

万一、子育てグリーン住宅支援事業と重複申請を行っていた場合、理由の如何によらず、本事業の交付申請を無効とし、交付決定の取り消しおよび返還等の措置となりますので、十分ご注意ください。



リフォーム工事タイプ

第2章 補助対象者/住宅/期間 要件の詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】 ※：各項の全体に対する注釈です。
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

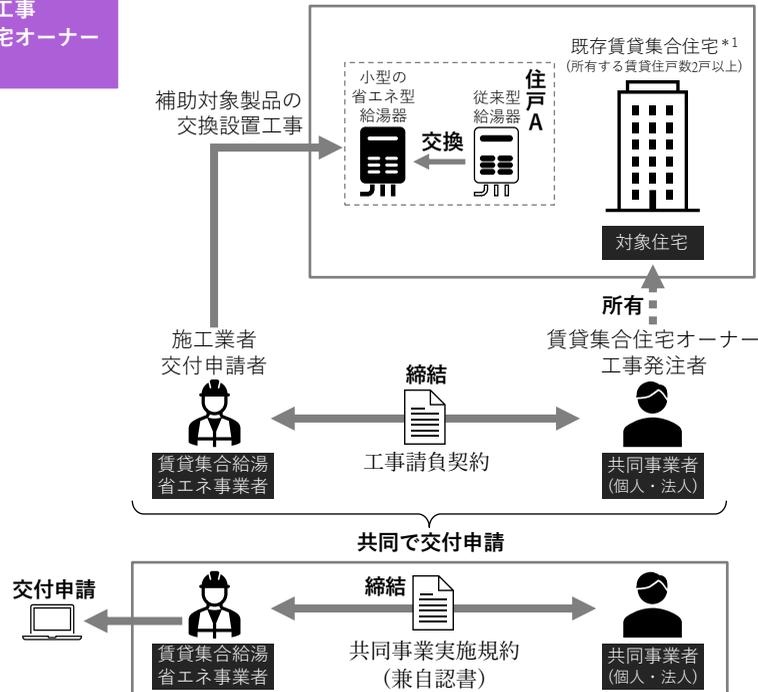
2-1 事業イメージ

本事業は、従来型給湯器を一定の性能を満たす補助対象製品へ交換設置する施工業者(賃貸集合給湯省エネ事業者)が工事発注者(共同事業者)からの委託を受けて、補助金の申請および交付を受けるものです。

委託にあたっては、本事業の共同事業実施規約(兼自認書)(様式3)を両者で締結します。

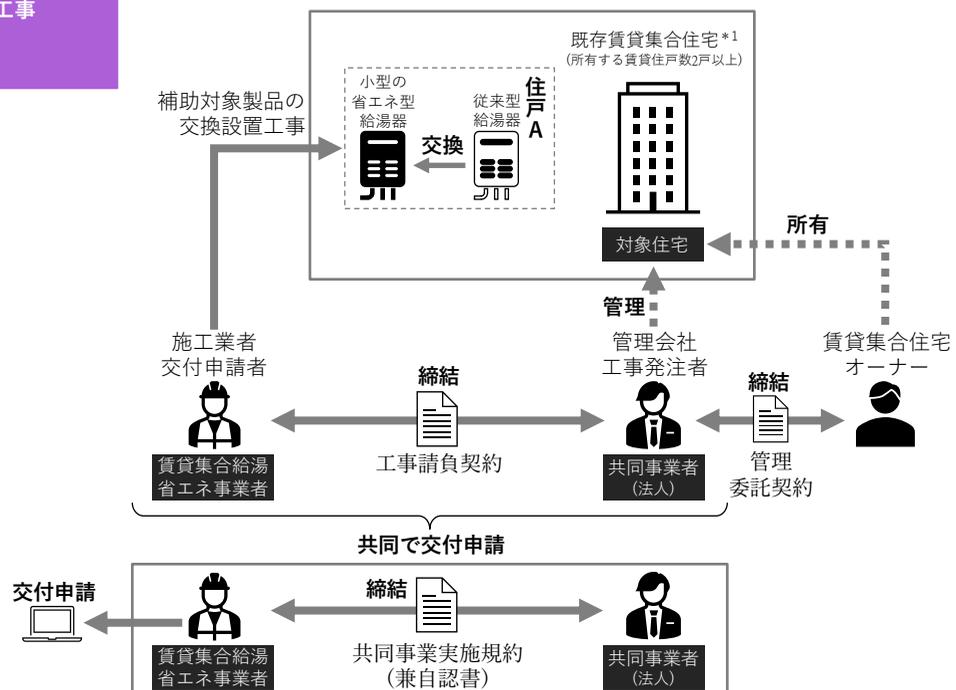
[申請イメージA]

申請区分 : リフォーム工事
 共同事業者 : 賃貸集合住宅オーナー
 補助事業者 : 施工業者



[申請イメージB]

申請区分 : リフォーム工事
 共同事業者 : 管理会社
 補助事業者 : 施工業者



*1 本事業における補助対象になる住宅については、2-3を参照ください。

2-2 補助対象になる方

以下の①～③すべてを満たす方が、補助対象者(共同事業者)になります。

①補助対象製品を設置する賃貸集合住宅の所有者等である方

賃貸集合住宅の所有者等 とは	<ul style="list-style-type: none"> ◆賃貸集合住宅のオーナーである個人または法人 ◆賃貸集合住宅のオーナーから管理委託を受けている管理法人等
--------------------------	---

※賃貸集合住宅の所有者であっても、販売目的で賃貸集合住宅を所有する買取再販事業者は対象になりません。
 ※賃貸集合住宅の内、一部(賃貸住戸を2戸以上)を所有する場合(区分所有者)も含まれます。(以下補足参照)

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
賃貸集合住宅の不動産登記事項証明書	(予約時) 交付申請時	補助対象製品を設置する住宅の所有者であること	P46
<工事発注者が個人> 工事発注者の本人確認書類		工事請負契約書の工事発注者と同一であること	P44～45
<工事発注者が法人> 法人の实在確認ができる書類 (商業法人登記の写し等) および法人担当者の本人確認書類			P47 P44～45
<工事発注者が管理会社> 上記書類に加えて 賃貸集合住宅の管理についての契約書 (管理委託契約書等)		賃貸集合住宅のオーナー等と締結した契約であること	P47

補 足

□ 賃貸住戸を区分所有している場合

所有する賃貸住戸が1棟あたり2戸以上ある場合は補助対象になります。
 提出する不動産登記については、P46の補足をご確認ください。

□ サブリースについて

オーナーがサブリースに供している賃貸住戸について、給湯器の交換工事を発注する場合は対象になります。
 ただし、サブリース事業者が、住宅以外の目的で貸し出している住戸は本事業の対象にはなりません。
 また、借り上げているサブリース事業者が、各住戸の工事発注をする場合、オーナーと管理委託契約を締結したサブリース事業者が、管理会社として発注する交換工事は対象になります。
 (交付申請時は、オーナーとの管理委託契約について確認できる契約書の提出が必要です)

②賃貸集合給湯省エネ事業者と工事請負契約*1を締結し、賃貸集合住宅の従来型給湯器を本事業の補助対象製品へ交換設置する方

*1 工事請負契約書(原契約)の提出が必要です。
 建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む契約であれば、注文書・請書、売買契約書でも構いません。

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
工事請負契約書(原契約)	(予約時) 交付申請時	工事発注者が賃貸集合住宅のオーナー、もしくは管理会社、 請負者が賃貸集合給湯省エネ事業者であること	P37～38

※次ページへ続く

補 足

- **リフォーム工事の共同発注について**
リフォーム工事の発注を複数の者が連名で行う場合、要件を満たす契約者が補助対象者として交付申請を行うことができます。
- **複数受注によるリフォーム工事について**
複数受注とは、同じ工事発注者と複数の工事請負契約を締結し、リフォーム工事の発注を受けることをいいます。本事業では、契約が複数になった場合でも、同一の工事発注者であり同一の集合住宅である場合は、複数の契約をまとめて交付申請することができます。その場合は、交換工事1台目の工事着手が本制度の要件内の日付であることが必要です。
- **分離発注によるリフォーム工事について**
本事業では複数の施工業者と契約(分離発注)して行う交換工事について、一つにまとめて申請することはできません。複数の施工業者と複数の補助対象製品を契約して交換工事を行った場合は、それぞれの賃貸集合給湯省エネ事業者が自身で行う交換工事について交付申請を行う必要があります。
- **複数棟の集合住宅に対し、給湯器を交換設置する場合**
給湯器の交換設置が複数の建物(棟)にわたる場合、交付申請は建物(棟)ごとに行ってください。
1つの交付申請で、複数の建物(棟)の設置工事をまとめて申請された場合、不備となりますのでご注意ください。複数棟の交換設置について1つの工事請負契約書で締結している場合は、それぞれの交付申請にその工事請負契約書のコピーを添付してください。不動産登記事項証明書は、各棟の登記をそれぞれ添付してください。
- **販売契約について**
建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含むリフォーム工事の契約を締結している場合は、契約書面のタイトルが売買契約や販売契約等であっても対象になります。
なお、建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む、契約書の提出が必要です。
- **補助対象製品のメーカーによる自社施工**
賃貸集合給湯省エネ事業者であり工事請負契約を締結した事業者であれば、メーカーが自社の補助対象製品を施工する場合も補助対象になります。ただし、納品書等を発行する立場であるメーカーの工事については、現地調査等の対象として指定を受けやすい可能性がありますので、予めご了承ください。
- **受注者と発注者が同一人格の契約について**
同一人格間の契約は成立しないため、補助対象になりません。
個人事業主が自らと工事請負契約を締結する行為も、同一人格間であり、契約は成立しないため補助対象になりません。ただし、給湯器の設置工事を補助事業者として行う者が既存集合住宅を所有している場合、当該集合住宅の給湯器の交換についても補助対象になる場合があります。
詳細は6-6 自社所有物件施工タイプ申請の詳細を参照ください。 **後日公開予定**
- **工務店の社長が自ら経営する工務店と工事請負契約を締結する場合**
社長個人と、経営する会社(法人)は別人格であり、契約が成立するため、補助対象となります。

③既存賃貸集合住宅の1棟あたり1戸以上の賃貸住戸について、従来型給湯器を補助対象製品に交換する方

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
賃貸集合住宅の不動産登記事項証明書 ※区分所有の場合は給湯器を設置したすべての住戸 (設置した住戸が1戸の場合は、当該住戸と合わせて 所有する別の住戸1戸以上)	(予約時) 交付申請時	・住宅の所有者が1棟に2戸以上の住戸を所有していること ・工事請負契約日時点で、 建築から1年を経過した住宅であること	P46
賃貸集合給湯省エネ2025事業 共同事業実施規約(兼自認書)		居住を目的とする賃貸借契約により貸し出される住戸の 給湯器の交換であること	P36

補 足

- **リフォーム前後で戸数が異なる場合**
本事業は従来型給湯器からの交換工事に補助を行う事業です。
リフォームにより住戸が増える場合、新設される製品は対象になりません。

2-3 補助対象になる住宅

以下、①②を満たす住宅が、補助対象となります。

①既存賃貸集合住宅であること

<p>既存賃貸集合住宅*1 とは</p>	<p>賃貸住戸とは、 人の居住の用に供するために賃貸借契約*2を締結し、貸し出される住宅</p> <p>対象となる既存賃貸集合住宅とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1棟に2戸以上の賃貸住戸*2*3を有する建物 2) 建築*4から1年以上が経過している、 またはいずれかの住戸で人が居住した実績がある建物
---------------------------------	--

*1 提出する不動産登記において、建物の用途が集合住宅であることが確認できない場合、原則、補助対象となりません。

*2 住宅であっても、事業用に貸し出される場合は補助対象になりません。

*3 賃貸借契約を締結しない、オーナーや親族が居住する住戸を含みません。

*4 本事業において、「建築日」は原則、検査済証の発出日とします。

②以下に該当する建物ではないこと

<p>× 補助対象に ならない建物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆新築住宅 ◆戸建住宅 ◆交付申請時点で住宅に区分されない建物(倉庫等) ◆特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設 ◆民泊施設(住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出、または国家戦略特別区域法の特区民泊の認定を受けて運営するもの) ◆専ら旅館業法の許可により運営する施設(ウィークリーマンションを含む)
--------------------------------------	--

補 足

- 賃貸併用住宅について**
本事業における賃貸併用住宅とは、賃貸住宅の所有者の住戸等と1戸以上の賃貸住宅が共存する建物をいいます。賃貸併用住宅であっても、賃貸住戸数が2戸以上である場合は補助対象となります。
- 住宅以外の用途(倉庫、店舗等)からリフォームにより賃貸集合住宅に変更(コンバージョン)する場合**
交付申請時点で、提出する不動産登記により集合住宅であることが確認でき、集合住宅が有する住戸を賃貸として運用する場合は補助対象となります。
- 社宅について**
法人等が所有する集合住宅で、社員等と賃貸借契約(社宅使用契約等を含む)を締結して貸し出す社宅も対象となります。なお、いわゆる借り上げ社宅は、交換工事の発注者が賃貸集合住宅の所有者に該当しない場合、対象にはなりません。
- シェアハウス、マンスリーマンションについて**
定期借家契約を締結し居住する賃貸住宅の場合は補助対象となります。

2-4 補助対象期間

以下の期間に該当するものが補助対象となります。

期間	対象
契約日の期間	「工事請負契約の締結日」が着工日以前
着工日の期間	「補助対象製品(1台目)の設置工事の着手日*1」が2024年11月22日～遅くとも2025年12月31日まで
交付申請(予約を含む)の手続開始	「契約工事全体の着手日以降」の2025年3月31日～
交付申請の予約受付期間	「契約工事全体の着手日以降」の2025年4月14日～遅くとも2025年11月14日*2
交付申請の受付期間	「契約に含まれるすべての工事の引渡し以降」の2025年4月14日～遅くとも2025年12月31日*2

*1 契約に含まれる補助対象製品(従来型給湯器の撤去を含む)以外の工事開始日が2024年11月21日以前でも問題ありません。

*2 交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、同日までとなります。

※一括申請のワンストップ申請の開始については、予定が決まり次第公表いたします。



リフォーム工事タイプ

本事業
共通

第3章

補助対象製品要件 /補助額・補助上限の詳細

(注) 第3章は賃貸集合給湯省エネ2025事業の各種手引きで共通の内容となっています。

【本手引きの注釈記号の扱い】

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

3-1 補助対象製品について

小型の省エネ型給湯器(エコジョーズ/エコフィール)のうち、一定の性能を満たすものが、本事業の補助対象になります。

事務局に登録された補助対象製品は本キャンペーンのホームページの【補助対象製品の検索】から確認できます。(https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/manufacture/search)

補助額は導入する補助対象製品に応じた定額を上限の範囲内で台数を乗じた金額を補助します。ただし、**補助事業に要する経費(売価等)が補助額に満たないものは補助対象となりません。**

※本事業で対象になっていない製品であっても、子育てグリーン住宅支援事業にて補助対象になる場合があります。詳しくは、子育てグリーン住宅支援事業ホームページの「対象要件の詳細」ページをご確認ください。
(同一製品について複数の補助事業を重複して申請することはできません)

3-2 エコジョーズ

ガスを使用する給湯器で、排気熱を活用して水を温めるため、少ないエネルギーでお湯を作ることができます。

以下の性能を満たすものが対象となります。

【性能要件について】

種類	要件
①給湯単能機	モード熱効率が90%以上のもの
②ふろ給湯器	モード熱効率が90%以上のもの
③給湯暖房機	給湯部熱効率が95%以上のもの

3-3 エコフィール

灯油を使用する給湯器で、排気熱を活用して水を温めるため、少ないエネルギーでお湯を作ることができます。

以下の性能を満たすものが対象となります。

【性能要件について】

種類	要件
①油焚き温水ボイラー	連続給湯効率が95%以上のもの
②石油給湯機(直圧式)	モード熱効率が91%以上のもの
③石油給湯機(貯湯式)	モード熱効率が80%以上のもの

3-4 加算対象となる工事について

導入する給湯器の性能(追い焚き機能の有無)ごとに、以下に該当する工事を実施する場合、その工事方法に応じた定額を加算して補助します。

追い焚き機能	加算となる工事	工事内容とドレン排水方法
なし	共用廊下を横断してドレン排水ガイドを敷設する工事 (ドレン排水ガイド敷設工事)	<ul style="list-style-type: none"> ◆共用廊下を横断して、ドレン排水ガイドを敷設する工事*1*2*3 ◆雨水側溝等へドレン水を導き排水する
あり	浴室へのドレン水排水工事 (三方弁工事)	<ul style="list-style-type: none"> ◆既存の追い焚き管を利用し、三方弁(ドレン水排水切り替えユニット)を浴室内に設置する工事 ◆浴室排水口にドレン水を排水する
	浴室へのドレン水排水工事 (三本管(二重管含む)工事)	<ul style="list-style-type: none"> ◆追い焚き管とは別に、新たにドレン配管を浴室まで配管する工事 ◆浴室排水口にドレン水を排水する

- *1 人の通行の妨げにならないように、共用廊下を横断して、ドレン排水ガイドを敷設した case に限ります。
(人の通行がない場所への敷設や共用廊下を横断しない敷設、ベランダに敷設した場合は加算対象となりません)
- *2 各自治体の方針等により、ドレン排水処理の扱いが異なります。自治体等の取り扱いに則って適切な工事を行うようにしてください。
- *3 追い焚き機能ありの給湯器は、ドレン排水ガイド敷設工事を実施しても加算対象になりません。

3-5 補助額・補助上限について

設置する給湯器	追い焚き機能	補助額			補助上限
		基本額	加算額	基本額+加算額	
エコジョーズ /エコフィール	なし	5万円/台	3万円/台	8万円/台	1住戸につき いずれか1台まで
	あり	7万円/台		10万円/台	

3-6 補助対象とならない給湯器例

以下のいずれかに該当する場合は補助対象となりません。

 補助対象 にならない 給湯器	<ul style="list-style-type: none"> ◆中古品、またはメーカーの保証の対象外である機器 ◆交換前の給湯器が有するすべての機能を有していない機器 (機能とは、給湯、追焚、暖房、オート/フルオートをいいます) ◆交換前の給湯器より能力(号数)が小さい機器 ◆店舗併用型住宅等に設置するもので、専ら店舗等で利用する機器 ◆住宅であっても事業用に貸し出される住戸に設置する機器 (不動産登記上「居宅」「共同住宅」であっても現に店舗や事務所、倉庫等、居住以外の目的で使用、または賃貸借契約が締結されている住戸) ◆賃貸集合住宅の所有者等が自ら購入した機器(いわゆる施主支給や材工分離による工事) ◆売価等が補助額を下回る工事
--	--

補 足

中古品、展示品について

本事業は、「新品」の補助対象製品を補助対象とし、「中古品」は補助対象になりません。ただし、開梱のみで返品された等、補助対象製品を登録しているメーカー等が「新品」として性能を証明する場合は補助対象となります。

展示する、しないに関わらず組立・設置・通水・通電のいずれかを行った給湯器は「中古品」です。

空室の住戸に交換設置する給湯器

補助対象となります。入退去等のタイミングに合わせた計画的な設備更新を推奨しています。

3-7 撤去する従来型給湯器

撤去する従来型給湯器で補助対象となるものは、いわゆるガス給湯器もしくは石油給湯機で、排熱の回収等の効率を改善する機構を持たない給湯器です。

 従来型給湯器 に該当	<ul style="list-style-type: none"> ◆BF式従来型給湯器 ・バランス釜 ◆FF式、FE式、CF式、RF式 従来型給湯器 ・ガス小型給湯器 ・屋外設置給湯器 ・室内型給湯器 ・小型湯沸かし器 ◆従来型給湯器 ・石油給湯機 	 従来型給湯器 に該当しない	<ul style="list-style-type: none"> ◆エコジョーズ ◆エコフィール ◆エコキュート ◆ハイブリット給湯機 ◆エネファーム ◆電気温水器 ◆太陽熱温水器
--	---	---	---

補 足

撤去する従来型給湯器の設置時期について

撤去する従来型給湯器の設置時期は問いません。

本事業の補助対象期間に、補助対象製品への交換設置を行う場合に補助対象となります。

補助対象製品の設置までに代替機器を仮設置した場合

故障等の事由により、従来型給湯器の撤去から補助対象製品の交換までの間に、代替機器を一時的に仮設置することは問題ありません。なお、仮設置した代替機器は、交換を前提に設置する機器であることから、本事業の補助対象製品であっても対象となりません。



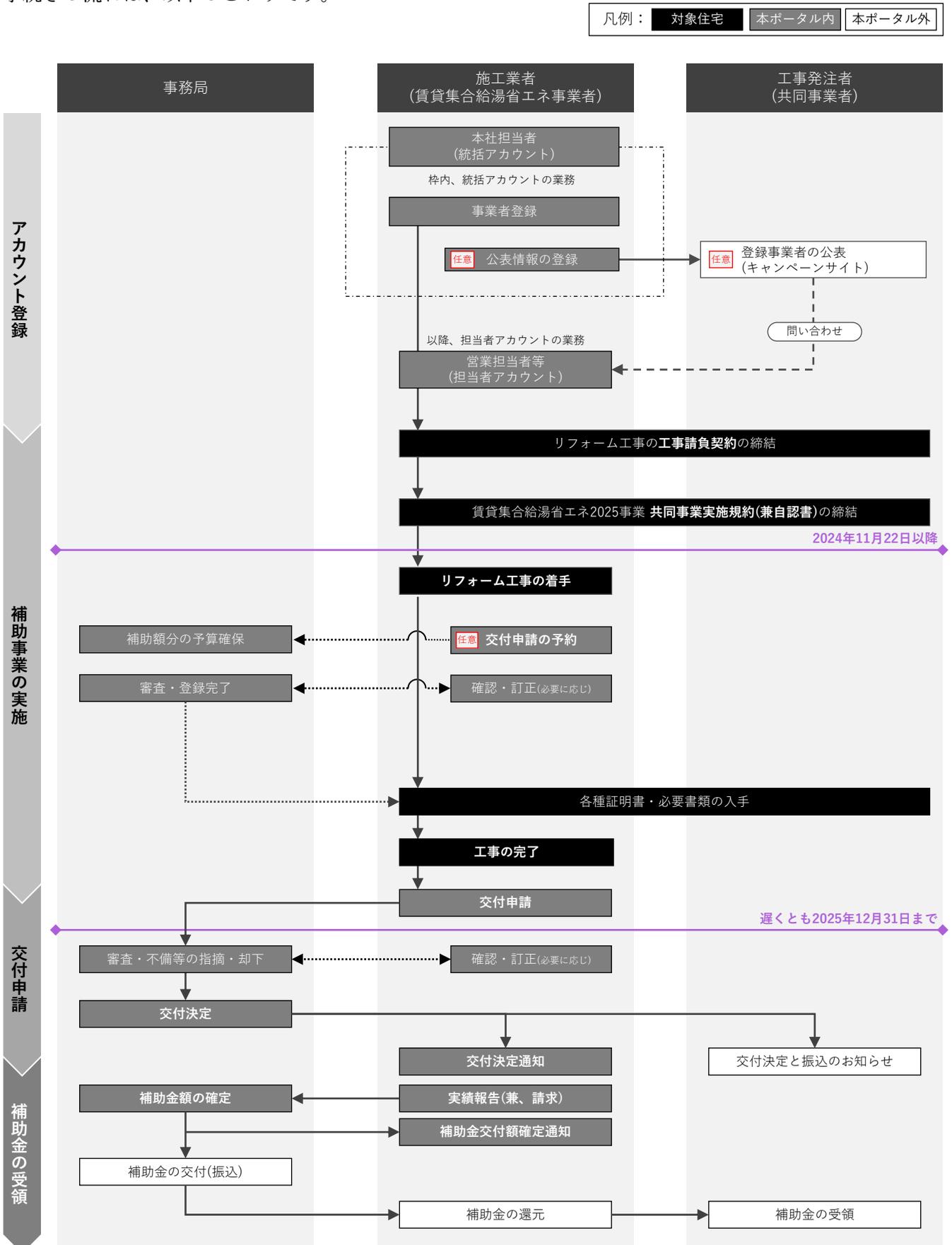
リフォーム工事タイプ

第4章 申請手続きの詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】 ※：各項の全体に対する注釈です。
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

4-1 申請手続きの流れ

リフォーム工事での交付申請における、本ポータルアカウント発行から補助金の交付までの手続きの流れは、以下のとおりです。



4-2 住宅省エネポータルについて

本事業の交付申請等のすべての手続きは、補助対象製品の交換工事を行う賃貸集合給湯省エネ事業者が、事務局が提供するWEBシステム「住宅省エネポータル」上で行います。
工事発注者(共同事業者)の方が、自身で手続きを行うことはできません。

4-3 アカウントについて

本ポータルの利用にあたり、本キャンペーンのホームページからアカウントの発行を受ける必要があります。以下①～③の内容を理解し、アカウントの取得を行ってください。

①アカウントの種類

本ポータルには、異なる機能を有する「統括アカウント」と「担当者アカウント」の2種類のアカウントがあり、それぞれの目的と利用者のイメージは以下のとおりです。
なお、統括アカウントは、事業者ごとに1アカウントのみ取得し、利用してください。
(事業者登録の登録申請後、他のアカウントから当該事業者の事業者登録はできなくなります)

アカウントの種類	目的と利用者のイメージ	住宅省エネ2024 キャンペーンから継続して 参加する事業者	新規事業者
統括 アカウント	本事業の参加登録(事業者登録)を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。 本社の管理部門等の担当者が取得し、利用してください。 (1事業者1アカウントのみ)	アカウント自動発行*1 (新規発行は不要)	2025年3月10日 登録開始
担当者 アカウント	交付申請の登録を行うためのアカウント。 消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、 利用してください。(アカウント数に制限はありません)	新規でアカウント発行依頼 を行ってください (自動発行はされません)	2025年3月下旬 登録開始予定

*1 「住宅省エネ2024キャンペーン」から継続参加している事業者の統括アカウントは、2025年3月10日より順次登録メールアドレスに対して自動発行されています。
(新規にアカウント発行依頼を行うと、継続参加の扱いになりませんので、ご注意ください)

②各アカウントの機能

それぞれのアカウントが有する機能のイメージは以下のとおりです。

機能	統括アカウント		担当者アカウント	
事業者登録	登録可	登録申請書(要押印)、印鑑証明書等を提出	×	—
各事業への参加申告	登録可	書類等は不要	×	統括アカウントの参加事業を利用
公表情報	登録可	公表を希望する場合	×	—
交付申請 (予約を含む)	アカウントの連携が必要			
	×	各担当者アカウントの進捗は管理可	登録可	複数登録可
補助金振込口座	登録可	支店単位等、複数登録可	×	統括アカウントが登録した口座を選択
入金管理	すべての 交付申請	口座ごとに経理担当者を設定可 設定した場合、毎月振込通知を送付	自身が 担当している 交付申請のみ	—

③アカウントの連携

担当者アカウントから交付申請の登録を行うためには、事業者登録が完了した統括アカウントと結びつける「アカウント連携」が必要になります。
アカウント連携は、統括アカウントに発行される「登録事業者番号」と「連携用パスコード」を担当者アカウントが本ポータル上で入力することで完了します。
パスコードは外部に漏れないよう、管理を行ってください。

4-4 事業者登録の手順

以下①②の手続きを順に行うことで、各事業の事業者登録を行うことができます。
いずれも本ポータル上で行います。

交付申請(予約を含む)は、事業者登録が完了し、担当者アカウントとの連携後に行うことができます。

①住宅省エネ支援事業者の登録申請

本キャンペーンの登録事業者である「住宅省エネ支援事業者」の登録を申請します。
手続きは、統括アカウントの利用者が、本ポータル上で行い、以下の書類の提出が必要です。

書類名称	スキャン	備考
住宅省エネ支援事業者登録申請書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆本ポータルに必要情報を登録後、出力できます。 ◆代表者による押印が必要です。 ◆すべての事業者が提出します。
印鑑証明書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆管轄の法務局で入手します。 ◆登録申請書と印影を照合します。 ◆住宅省エネ2024キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。
(法人の場合のみ) 法人の登記事項証明書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆現在事項が確認できる必要があります*1 ◆住宅省エネ2024キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。

*1 登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

②賃貸集合給湯省エネ2025事業に対する参加申告

担当者アカウントの利用者が本事業の交付申請を行うためには、
統括アカウントの利用者が本ポータルから本事業への参加申告を行う必要があります。
原則、参加申告により、賃貸集合給湯省エネ事業者としての登録は完了します。(書類提出は不要です)

補 足

□ 本事業への事業者登録の停止

賃貸集合給湯省エネ事業者として登録された後であっても、補助金の交付申請を制限される者(1-12③参照)に該当する場合や、本事業の事業者登録規約に反した場合、事務局は事業者登録の停止を行うことができます。
事業者登録の停止を受けた場合、本事業の交付申請を行うことはできません。

なお、事業途中で登録停止が解除された場合においても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

4-5 工事請負契約(原契約)の締結

施工業者・管理会社等(賃貸集合給湯省エネ事業者)と工事発注者(共同事業者)は、本事業の補助対象製品を導入する工事について、工事請負契約を締結します。

※ **工事金額の多寡によらず工事請負契約の締結は、事業者の義務です。(建設業法 第19条1項)**
工事前後のトラブルを避けるためにも、必ず契約を締結してください。

4-6 共同事業実施規約(兼自認書)の締結

本事業はリフォームの工事発注者(共同事業者)への補助金の還元を前提として、施工業者(賃貸集合給湯省エネ事業者)が、交付申請等の手続きおよび補助金の受取りを代表して行います。事務局指定の「賃貸集合給湯省エネ2025事業 共同事業実施規約(兼自認書)」(様式3)は、本事業の利用にあたり両者間で予め確認すべきことを規定しています。

交付申請(予約を含む)にあたっては、共同事業実施規約(兼自認書)の締結と提出が必要になります。

主に以下の点に留意して締結をお願いいたします。

- ◆ 交付規定等に記載されている要件等の確認
- ◆ 申請ができない場合等の取り決め
- ◆ 建築物省エネ法に基づく省エネ部位ラベルの説明と配布
- ◆ 補助事業が本制度の補助対象であることをお互いに確認
- ◆ 補助金の還元方法
- ◆ 申請手続きに係る事務手数料の有無

《共同事業実施規約(兼自認書)のイメージ》 (1枚目)



(2枚目)



※本事業のホームページよりダウンロードできます。
※書類の作成方法については、P36をご参照ください。

4-7 補助対象製品の設置工事の着手

2024年11月22日以降に、補助対象製品(1台目)の設置工事*1に着手したものが*2が補助の対象となります。

- *1 設置工事には、従来型給湯器の撤去を含みます。
- *2 契約に含まれる補助対象製品以外の工事開始日が2024年11月21日以前でも問題ありません。

補足

□ リフォーム工事の着手

以下は本事業における設置工事の着手にはあたりません。

現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲いの設置、現場事務所の建設、既設建築物の除却

4-8 交付申請の予約 任意

補助金の交付が見込まれるリフォーム工事に着手した場合、交付申請の予約を行うことができます。交付申請の予約を行った場合、予約の有効期間内については、予算*1が確保されます。担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。交付申請の予約は任意であり、申請期間内に交付申請をする場合、必ずしも予約を行う必要はありません。予算の執行状況を踏まえて、賃貸集合給湯省エネ事業者の責任において判断してください。

*1 事務局が審査し、承認した補助金額が確保されます。(予約時に申告した補助金額を下回ることがあります)

①交付申請の予約手続開始：2025年3月31日～

②交付申請の予約受付期間：2025年4月14日～遅くとも2025年11月14日*2まで

*2 交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、当該終了日までとなります。ただし、交付申請の予約を行っている場合、当該予約期限または2025年12月31日のいずれか早い日まで交付申請が可能です。

③手続きの時期：契約工事全体の着手日以降*3

*3 補助対象製品設置工事(1台目)の着手および従来型給湯器の撤去ではなく、契約工事全体(補助対象製品以外の工事も含む)に着手した日以降より、交付申請の予約が可能です。

※交付申請の予約は、担当者アカウントから本ポータル上で行います。登録にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

※予約の完了はあくまでも工事着手から交付申請までの期間に予算を確保するためのものであり、交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金交付は確定されません。

※一括申請のワンストップ申請の開始については、予定が決まり次第公表します。

補 足

- 予約後の交付申請**
交付申請の予約を行った補助事業については、事務局の予約の審査が完了した後に交付申請を行うことができます。事務局の審査には一定期間要しますので、予めご了承ください。
- 予約後の交付申請額**
交付申請の予約を行っている場合、交付申請において予約時の補助金額を超える交付申請額を申告することはできません。

※次ページへ続く

④交付申請の予約に必要な書類

交付申請の予約時には、以下のすべての書類を提出します。

書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

凡例：●=必須
○=該当する場合に提出

書類名	必須	スキャン	参照ページ
賃貸集合給湯省エネ2025事業 共同事業実施規約(兼自認書)	●	白黒可	P36
工事請負契約書(原契約)	●	白黒可	P37～38
工事【前】写真*1 [従来型給湯器] (撤去台数分)	●	カラー	P40～41
工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	●	白黒可	P44～45
賃貸集合住宅の不動産登記事項証明書 ※区分所有の場合は、給湯器を設置したすべての住戸 (設置した住戸が1戸の場合は、当該住戸と合わせて所有する別の住戸1戸以上)	●	白黒可	P46
《工事発注者が法人の場合》			
法人の実在確認ができる書類	○	白黒可	P47
《工事発注者が管理会社の場合》			
賃貸集合住宅の管理についての契約書(管理委託契約書等)	○	白黒可	P47

*1 工事【前】写真を撮り忘れた、撮影日が確認できない等の場合、原則補助対象になりません。
1事業者1申請に限り「工事【前】写真・提出免除依頼書(給湯器用)」の提出により、工事【前】写真の提出が免除されます。
(詳細はP51参照)

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求められることがあります。

※提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。ご注意ください。

補 足

□ 補助対象製品の型番(型式)の決定について

交付申請の予約には、補助対象製品を特定する「型番(型式)」の入力が必要です。

交付申請の予約とは、交付申請が見込まれるものについて、一定の予算を確保するものです。

このため具体的な補助対象製品の性能等により補助額が算出でき、期限内に交付申請可能な工事のみ予約が可能です。

※次ページへ続く

⑤ 予約の有効期間

交付申請の予約の有効期間は、提出日によらず2025年12月31日までとなります。
有効期間を超過した予約は、交付申請のステータスによらず失効します。(事前の通知は行いません)

なお、以下の場合は、予約の有効期限を待たずに予約は失効となります。

- a) 提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した日
- b) 予約承認後、交付申請を提出した日*1

*1 予約後の交付申請により継続して予算は確保されますが、当該交付申請が却下または取り下げされた場合、予算は確保されなくなります。

※有効期間を超過した予約であっても、予約の受付期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。
また、交付申請の受付期間内であれば、交付申請を行うことができます。
ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。

⑥ 注意事項

- 賃貸集合給湯省エネ事業(令和5年度補正予算)で補助金の交付を受けた給湯器は本事業に交付申請を行うことはできません。
- 同じ工事請負契約に基づく同一の工事内容について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む)。事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げも含む)、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。
- 事務局は、補助対象が重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 交付申請の予約から交付申請までに補助対象の住宅、共同事業者等が変更になる場合、当該予約は無効となります。交付申請予約期間内であれば、再度交付申請の予約を行うことができます。

4-9 工事の完了

原則、契約に含まれるすべての工事を完了し、引渡しを行います。

補 足

□ 工事完了について

本事業の工事完了は、原則として契約工事全体の工事が完了し、工事発注者への引渡しが完了していることをいいます。
ただし、契約工事全体の工事が完了前であっても、入居者が日常生活において利用している給湯器について、交付申請の対象とすることは可能です。
その場合は補助金交付後のトラブルをさけるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の精算を行ってください。

4-10 交付申請

リフォーム工事が完了後から交付申請を行うことができます。

担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。

交付申請の作成にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

予算の執行状況を踏まえて、賃貸集合給湯省エネ事業者の責任において速やかに手続きを行ってください。

①交付申請の手続開始：2025年3月31日～

②交付申請の受付期間：2025年4月14日～遅くとも2025年12月31日*1まで

*1 交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。

※予算の執行状況に応じて申請受付を締め切った場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、補助額から減じて補助金を支払う場合があります。

※一括申請のワンストップ申請の開始については、予定が決まり次第公表します。

③手続きの時期：契約に含まれるすべての工事の引渡し以降

④交付申請に必要な書類

交付申請には、以下のすべての書類を提出します。

書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

ただし、交付申請の予約を行っている場合、予約時に提出済みの書類の再提出は不要です。

凡例：●=必須
○=該当する場合に提出

書類名	必須	スキャン	参照ページ
賃貸集合給湯省エネ2025事業 共同事業実施規約(兼自認書)	●	白黒可	P36
工事請負契約書(原契約)	●	白黒可	P37～38
設置した給湯器の製品型番が確認できる書類(設置台数分)	●	白黒可	P39
工事【前】写真*2 [従来型給湯器] (撤去台数分)	●	カラー	P40～41
工事【後】写真 [補助対象製品] (設置台数分)	●	カラー	P42
補助対象製品の銘板写真 (設置台数分)	●	カラー	P42
工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	●	白黒可	P44～45
賃貸集合住宅の不動産登記事項証明書 ※区分所有の場合は、給湯器を設置したすべての住戸 (設置した住戸が1戸の場合は、当該住戸と合わせて所有する別の住戸1戸以上)	●	白黒可	P46
《工事発注者が法人の場合》			
法人の实在確認ができる書類	○	白黒可	P47
《工事発注者が管理会社の場合》			
賃貸集合住宅の管理についての契約書(管理委託契約書等)	○	白黒可	P47
《加算対象となる工事を実施した場合》			
加算対象となる工事が確認できる工事【後】写真(設置台数分)*3	○	カラー	P48～49

*2 工事【前】写真を撮り忘れた、撮影日が確認できない等の場合、原則補助対象になりません。
1事業者1申請に限り「工事【前】写真・提出免除依頼書(給湯器用)」の提出により、工事【前】写真の提出が免除されます。
(詳細はP51参照)

*3 加算対象となる工事が確認できる工事【後】写真を撮り忘れた場合、原則、加算対象になりません。
着工日が2025年3月9日以前の場合は、「工事【後】写真・提出免除依頼書(給湯器用_加算対象の工事)」の提出により、加算対象の工事【後】写真の提出が不要となります。(詳細はP51参照)

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

※提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。ご注意ください。

※次ページへ続く

⑤注意事項

- 賃貸集合給湯省エネ事業(令和5年度補正予算)で補助金の交付を受けた給湯器は本事業に交付申請を行うことはできません。
- 事務局は、提出された交付申請に不備がある場合、当該交付申請を却下することがあります。あるいは、期日を設定して確認・訂正を求め、当該期日までに不備の確認・訂正が行われない場合、当該交付申請は却下します。
- 同じ工事請負契約に基づく同一の工事内容について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げも含む)、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。
- 事務局は、補助対象が重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 本事業の補助金の交付を受けた、または受けようとした場合、事務局が本事業の適正な実施のために行う調査(住宅や事務所への立ち入りを含む)に協力する義務があります。
協力を拒否した場合、補助金の交付申請の却下、交付決定の取り消し、支払済の補助金の返還請求、他の補助金事業への交付申請の制限等の措置を受ける場合があります。
本調査等は、事務局が本事業の交付規程および事業者登録規約(賃貸集合給湯省エネ2025事業)等に基づいて行うものです。各規定において、本事業の交付を受けようとする、または受けた賃貸集合給湯省エネ事業者は、本調査等に協力することが定められています。
日程調整等の共同事業者とのやり取りは賃貸集合給湯省エネ事業者より行ってください。

4-11 交付決定

事務局は、交付要件を満たす補助事業に対し、交付申請後、申請内容に不備等がなければ1.5~2ヶ月程度で補助金の交付を決定し、『交付決定通知書(様式4)』を本ポータルにて発行し、担当者アカウントの利用者にメールで通知します。(工事発注者に対しても交付決定を通知する『交付決定と振込のお知らせ』を郵送します)

同時に保管用の『交付申請書(様式2)』が作成され、これらの書類は本ポータルからダウンロードできるようになります。

補 足

□ 交付申請の取下げ

交付決定後、何らかの事情により必要になる場合には交付申請の取下げを申告できます。取下げを希望する場合は事務局の指示に従い、『取下げ申請書(様式7)』を提出してください。(交付決定前の取下げについては、当該書類の提出は不要です。本ポータルから却下依頼を行うことができます)

**ただし、本事業の交付決定を受けた交付申請を取り下げた場合、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。
補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。**

《交付決定通知書のイメージ》

4-13 書類の保管

賃貸集合給湯省エネ事業者である施工業者は、本事業の関連書類について、本事業の交付を受けた年度終了後5年間、以下の書類については保存が必要です。
 (本事業は、会計検査院による検査の対象になる場合があります。書類の保管はデータでも問題ありませんが、検査の際に出力を求められることがあります)

No.	書類名	
1	様式 2	交付申請書
2	様式 4	交付決定通知書* ¹
3	様式 5	実績報告書(兼、請求書)
4	様式 6	交付額確定通知書* ¹
5	交付申請の 提出書類	賃貸集合給湯省エネ2025事業 共同事業実施規約(兼自認書)
6		工事請負契約書(原契約)
7		設置した給湯器の製品型番が確認できる書類(設置台数分)
8		工事【前】写真 [従来型給湯器] (撤去台数分)
9		工事【後】写真 [補助対象製品] (設置台数分)
10		補助対象製品の銘板写真 (設置台数分)
11		工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)
12		賃貸集合住宅の不動産登記事項証明書 ※区分所有の場合は、給湯器を設置したすべての住戸 (設置した住戸が1戸の場合は、当該住戸と合わせて所有する別の住戸1戸以上)
13		《工事発注者が法人の場合》 法人の実在確認ができる書類
14		《工事発注者が管理会社の場合》 賃貸集合住宅の管理についての契約書(管理委託契約書等)
15		《加算対象となる工事を実施した場合》 加算対象となる工事が確認できる工事【後】写真(設置台数分)
16		その他、交付申請時に提出を求められた書類

手続きの進捗に応じて
住宅省エネポータルから
ダウンロードできます。

*1 本事業の交付を受けた共同事業者が確定申告の際に、提出を求められることがあります。
必要に応じて共同事業者へ配付してください。
(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません)

補 足

□ 財産処分の制限

本事業の補助金の交付を受けた共同事業者は、補助金の交付を受けて取得した補助対象製品について、補助金の振込を受けた後、6年間(法定耐用年数)は国または事務局の承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、または破棄することができません。
 (補助対象製品を設置する住宅を、住宅として販売、譲渡または貸付等を行う場合を除きます)

第5章 添付書類の詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】 ※：各項の全体に対する注釈です。
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

◀ 提出書類一覧 ▶

	提出			書類名	スキャン	参照ページ
	予約あり		予約なし			
	予約時	予約後交付申請	交付申請のみ			
A	●	—	●	賃貸集合給湯省エネ2025事業 共同事業実施規約(兼自認書)	白黒可	P36
B	●	—	●	工事請負契約書(原契約)	白黒可	P37～38
C	—	●	●	設置した給湯器の製品型番が確認できる書類(設置台数分)	白黒可	P39
D	●	—	●	工事【前】写真 [従来型給湯器] (撤去台数分)	カラー	P40～41
E	—	●	●	工事【後】写真 [補助対象製品] (設置台数分)	カラー	P42
F	—	●	●	補助対象製品の銘板写真 (設置台数分)	カラー	P42
G	●	—	●	工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	白黒可	P44～45
H	●	—	●	賃貸集合住宅の不動産登記事項証明書 ※区分所有の場合は、給湯器を設置したすべての住戸 (設置した住戸が1戸の場合は、当該住戸と合わせて所有する別の住戸1戸以上)	白黒可	P46
◀ 工事発注者が法人の場合 ▶						
I	○	—	○	法人の实在確認ができる書類	白黒可	P47
◀ 工事発注者が管理会社の場合 ▶						
J	○	—	○	賃貸集合住宅の管理についての契約書(管理委託契約書等)	白黒可	P47
◀ 加算対象となる工事を実施した場合 ▶						
K	—	○	○	加算対象となる工事が確認できる工事【後】写真(設置台数分)	カラー	P48～49

※●は必須提出書類、○は該当する場合に提出する書類です。

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

※次ページ以降に記載の **指定様式** は事務局指定様式の書類です。様式は本事業ホームページよりダウンロードできます。

※申請に必要な証明書類の準備に費用がかかることがあります。(事務局が交付申請費用を請求することはありません)

補 足

□ アップロードするファイルについての注意事項

- ◆1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください)
- ◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
- ◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります)
- ◆**文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。**(不鮮明な書類は受理されないことがあります)
- ◆添付タイプごとにまとめてください。
(「共同事業実施規約(兼自認書)」と「契約書」を1つのファイルにまとめることは不可)

A

予約時 予約後
交付申請 交付申請のみ

質貸集合給湯省エネ2025事業 共同事業実施規約(兼自認書)

白黒可

《共同事業実施規約(兼自認書)のイメージ》

指定様式 入手 施工業者(質貸集合給湯省エネ事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと) ※すべて記載必須項目となります

- ① 自認書の確認事項にすべてチェックが入っていること
(すべての項目にチェックが入っていない場合、受理されません)
- ② i) 補助金の還元方法のいずれかにチェックがあること
ii) 申請手続きに係る【乙】が【甲】に支払う手数料のいずれかにチェックがあること
(手数料の請求有りの場合は金額の記入も必須)
- iii) 建築物省エネ法に基づく省エネ部位ラベルについてチェックがあること
- ③ 規約の締結日が記入されていること
- ④ i) 施工業者の事業者名、代表者氏名および住所が記入され、押印(法人印)されていること
ii) 補助事業者【甲】と一致すること
- ⑤ i) 工事発注者の氏名、住所が記入され、押印(または自筆による署名)されていること
ii) 共同事業者【乙】と一致すること

補 足

- 共同事業実施規約(兼自認書)の記入時における注意点
 - 《共同事業実施規約(兼自認書)における【甲】の注意点》
 - ◆ 工事請負契約を締結した役職の方が記名・押印してください。(必ずしも法人の代表者である必要はありません)
 - 《共同事業実施規約(兼自認書)における【乙】の注意点》
 - ◆ 連名で発注し、契約を締結している場合、要件を満たす代表者が記名・押印してください。
(個人で自筆による署名の場合、押印は不要です)
 - ◆ 管理会社の場合、工事請負契約を締結した役職の方が記名・押印してください。
(必ずしも法人の代表者である必要はありません)
- 共同事業実施規約(兼自認書)の締結日について
共同事業実施規約(兼自認書)は、工事請負契約と同時に締結されることが望ましいですが、やむを得ない場合、工事請負契約と締結日が一致しなくても構いません。
- 【甲】【乙】間での条項の追加について
共同事業実施規約(兼自認書)に定めのない事項について両方で合意を行う場合、別途覚書等を取り交わしてください。
(共同事業実施規約(兼自認書)は指定の様式であり、補助事業者および共同事業者が変更することはできません)

B 予約時 予約後 交付申請のみ **工事請負契約書(原契約)**

白黒可

本事業の補助対象製品を導入するリフォーム工事の「工事請負契約書」を提出します。

入手 施工業者(賃貸集合給湯省エネ事業者)

住宅リフォーム
工事請負契約書

この契約書に記す内容の設計図書、明確の通り工事請負契約を締結する

注文者(甲) 末来 住一郎 様

住 所 ○○県○○市○○0-0-0
TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000

工事名称 末来建設 断熱改修工事
工事場所 ○○県○○市○○0-0-0
工 期 令和 ○年 ○月 ○日より 令和 ○年 ○月 ○日まで

1. 請負金額 金 00,000,000 円(税込)

2. 工事内訳

工事項目	摘要(仕様)	小計
1. 内装工事		00,000,000
2. 外装工事		00,000,000
3. 基礎工事		0,000,000
4. その他		0,000,000
5. 雑費(労務費、材料費)		0,000,000
備考欄	工事締結(税抜)	00,000,000
	消費税	0,000,000
	合 計(税込)	00,000,000

3. 支払方法 前払金() 金 円(税込)
部分払() 金 円(税込)
残工払(工事完了確認後 30 日以内) 金 00,000,000 円(税込)
合 計 金 円(税込)

請負者(乙) 株式会社○○工務店
代表者名 ○○ 建夫
住 所 ○○県○○市○○0-0-0 TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000

* 訂約時より工事開始(完成・完了)までは、お客様との住所変更を承知させていただきます。また本工事保証はご住居の所在地により、施工内容、並びに工事開始に承認できない状態が生じる場合がありますので、ご了承くださいませ。
■ この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する
※ この書類は大切に保管してください。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 工事請負契約の原契約であること
 - ② 工事請負契約の締結日の記載があり、着工前であること
 - ③ 工事場所の記載があり、リフォーム工事を行う住宅の所在地と一致すること
 - ④ 工事発注者(注文者)の記名・押印があり、共同事業者であること
(個人で記名が自署の場合は押印なしでも可)
 - ⑤ 工事請負者(受注者)の記名・押印があり、賃貸集合給湯省エネ事業者であること
 - ⑥ 以下の項目が確認できること
 - ◆ (補助対象製品の設置を含む)リフォーム工事の契約であること
 - ◆ 工事代金
- * 事務局の求めがない限り、約款や見積明細の提出は必要ありません。

補 足

- 売買契約書による契約の締結について**
建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む契約であれば、売買契約でも構いません。
(具体的には、上記②～⑥の項目が確認できる場合は、契約書のタイトルが「売買契約書」でも可)
- 複数受注によるリフォーム工事について**
複数受注とは、同じ工事発注者と複数の工事請負契約を締結し、リフォーム工事の発注を受けることをいいます。
本事業では、契約が複数になった場合でも、同一の工事発注者であり同一の集合住宅である場合は、複数の契約をまとめて交付申請を行うことができます。その場合は、交換工事1台目の工事着手が本制度の要件内の日付であることが必要です。
- 複数棟の集合住宅に対し、給湯器を交換設置する場合**
給湯器の設置交換が複数の建物(棟)にわたる場合、交付申請は建物(棟)ごとに行ってください。
1つの交付申請で、複数の建物(棟)の設置工事をまとめて申請された場合、不備となりますのでご注意ください。
複数棟の交換設置について1つの工事請負契約書で締結している場合は、それぞれの交付申請にその工事請負契約書のコピーを添付してください。

※次ページへ続く

補足 ※続き

□ 注文書・注文請書による契約の締結について

工事請負契約を、注文書および注文請書を取り交わすことで締結したリフォーム工事についても対象になります。ただし、それぞれの書類について、以下の確認項目が確認できるものに限ります。なお、契約締結日は注文請書の日付(請負日)とします。

《注文書》

入手 施工業者
(賃貸集合給湯省エネ事業者)

No.	品名	単位	数量	単価	金額	備考
1	新築改修工事	式	1	0,000,000	3,000,000	
2	設備工事	式	1	0,000,000	3,000,000	

《注文請書(請書)》

入手 工事発注者(共同事業者)

No.	品名	単位	数量	単価	金額	備考
1	新築改修工事	式	1	0,000,000	3,000,000	
2	設備工事	式	1	0,000,000	3,000,000	

必ずセットで提出

注文者(共同事業者)が賃貸集合給湯省エネ事業者に対して、工事の発注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限ります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 注文日
- ② 工事場所(=対象住宅の所在地と一致)
* 注文者欄の住所が対象住宅の所在地である場合、省略可能
- ③ 注文者(共同事業者)の署名または記名・押印
- ④ 請負者(賃貸集合給湯省エネ事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)
- ⑤ 補助対象製品の設置工事を含んだ契約であること
- ⑥ 注文した工事の金額

賃貸集合給湯省エネ事業者が注文者(共同事業者)に対して、工事の受注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限ります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 請負日(=契約締結日)
- ② 工事場所(=対象住宅の所在地と一致)
- ③ 注文者(共同事業者)の氏名
- ④ 請負者(賃貸集合給湯省エネ事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
- ⑤ 注文書に記載された工事の請書であることがわかる記述(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
- ⑥ 請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

□ 工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象になる工事について、提出される工事請負契約書は電子契約にて締結されたものでも構いません。ただし、提出する契約書の紙面上において、確認事項のすべてが確認できることを前提とします。特に以下の事項にご注意ください。

- ◆ 契約日は提出する契約書上に記載を求めます。
(電子契約システムのタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないため不可)
- ◆ 契約者の署名または押印が契約書上で確認できない場合、電子契約システム上の締結証明画面や管理画面等を求めます。

※契約日の記載されない電子契約については、P52~53を参照ください。

D 予約時 予約後 交付申請のみ 工事【前】写真[従来型給湯器] (撤去台数分)

カラー

同一の工事写真を用いて複数の交付申請が提出された場合や、写真の偽造(合成等)が疑われる場合、事務局は故意か故意でないかに関わらず、不適切な行為とみなし厳正に対処します。

交付申請にあたっては、不適切な行為と誤解されないよう、提出書類を含めた申請内容に誤りがないことを十分確認の上、提出を行ってください。

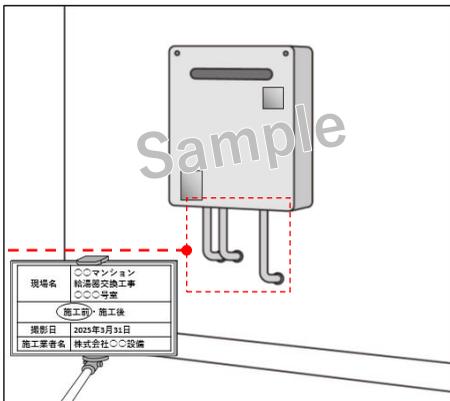
本事業の交付申請(予約)には、補助対象製品の設置前後の工事写真を提出する必要があります。下の例を参考にして、申請内容に応じて必要な【工事前】【工事後】写真を撮影してください。

写真が不足している場合や必要事項が確認できない場合は補助対象となりません。

忘れずに正しく撮影するよう、ご注意ください。

工事【前】に撮影する写真

入手 施工業者(賃貸集合給湯省エネ事業者)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

①撤去する従来型給湯器の**全体(配管を含む)**が収まるように撮影された写真が添付されていること

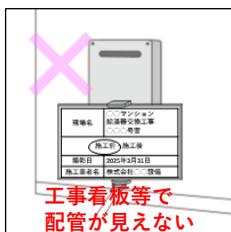
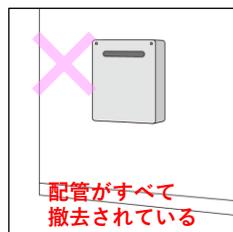
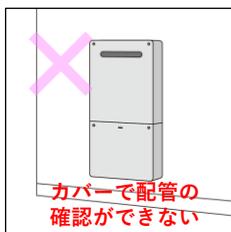
《契約日が2024年11月21日以前の場合のみ》

②工事看板等を設置し、撮影日がわかること

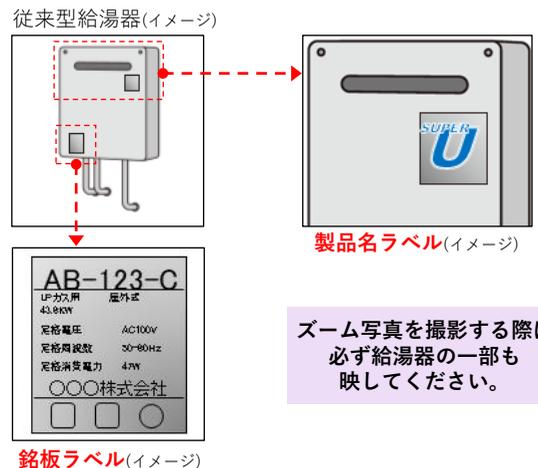
工事【前】写真で従前の給湯器が従来型であることが確認できない場合、原則、補助対象となりません。

撮影の際は、上記に加え、特に以下の点にご注意ください。

◆配管の確認ができることが必要です。
以下のような写真の場合、不備となります。



◆配管の確認がしにくい場合等、「銘板ラベル」「製品名ラベル」等の追加写真を求めることがありますので、全体写真の他に撮影しておくことをお勧めします。
(「銘板ラベル」「製品名ラベル」が鮮明に写るように撮影された全体写真をご提出されると、追加写真が不要となる場合があります)



ズーム写真を撮影する際は必ず給湯器の一部も映してください。

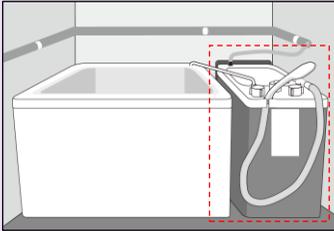
※次ページへ続く

工事【前】写真の撮影におけるポイント

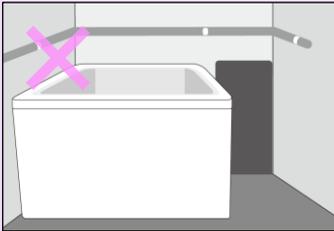
設置する給湯器の種類ごとの、撮影時に注意いただきたいポイントを記載しています。
前述の注意事項と併せてご確認ください。
必ず従来型給湯器が確認できるように撮影をお願いします。

Point BF従来型給湯器(バランス釜)

必ず給湯器を取り外す前に、
撮影してください。



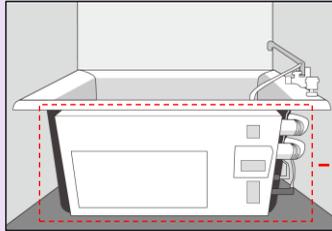
《対象とならない写真例》



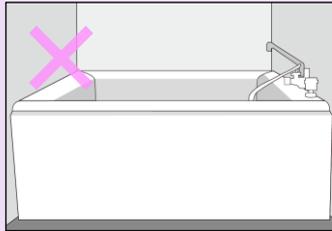
既に取り外した後で
従来型給湯器が確認できない

Point 浴槽組込型FF型給湯付風呂釜

必ずエプロンを外して、
給湯器が確認できるように
撮影してください。



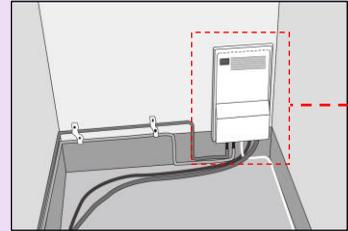
《対象とならない写真例》



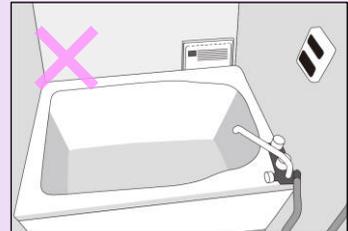
エプロンを取り外していないため
従来型給湯器が確認できない

Point 壁貫通型給湯器

必ず浴槽を取り外して、
給湯器が確認できるように
撮影してください。



《対象とならない写真例》



浴槽を取り外していないため
従来型給湯器が確認できない

補 足

□ 工事看板等の撮影日について

撮影日を入れた工事看板等は、契約日が2024年11月21日以前の場合は必須になります。
契約日と撮影日が2024年11月21日以前である場合は、着工日が11月22日以降であることが確認できる追加の書類の提出を求める場合があります。
また、撮影日を入れるものは必ずしも工事看板である必要はありません(手書きの紙等でも可)が、撮影後、画像編集により、日付を入れることは認められません。ただし、信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有する電子看板アプリ等を利用し、後で撮影日が検証できるものはこの限りではありません。

□ 工事前写真が提出できない場合について

本事業では、原則として正しい工事前写真の提出ができない場合、補助対象になりません。
(少なくとも撮影日が確認できない写真を含む)
ただし、1事業者1申請に限り「工事【前】写真・提出免除依頼書(給湯器用)」の提出により、工事前写真の提出が免除されます。詳細は、P51を参照してください。(事務局が、免除理由が不適切と判断した場合、免除されません)

※次ページへ続く

E 工事【後】写真[補助対象製品](設置台数分)

カラー

同一の工事写真を用いて複数の交付申請が提出された場合や、写真の偽造(合成等)が疑われる場合、事務局は故意か故意でないかに関わらず、**不適切な行為とみなし厳正に対処します。**

交付申請にあたっては、不適切な行為と誤解されないよう、提出書類を含めた申請内容に誤りがないことを十分確認の上、提出を行ってください。

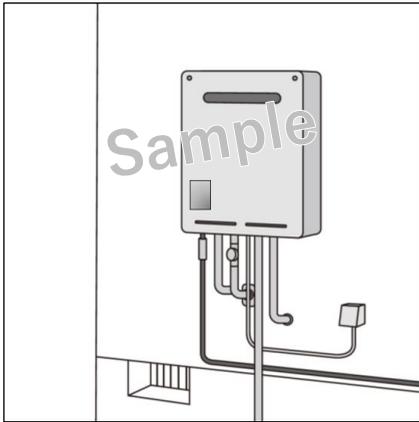
下の例を参考にして、申請内容に応じて必要な【工事後】写真を撮影してください。

写真が不足している場合や必要事項が確認できない場合は補助対象となりません。

工事【後】に撮影する写真

工事【後】写真として、新しく導入した補助対象製品の写真が必要です。撤去する従来型給湯器と同じ場所に設置する場合は、画角や距離を工事【前】写真と合わせるように撮影してください。

入手 施工業者(賃貸集合給湯省エネ事業者)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ①新しく設置した補助対象製品の全体(配管を含む)が収まるように撮影された写真が添付されていること
- ※工事【前】写真と同一住戸と確認ができない、または、異なる住戸の給湯器を撮影した場合であっても、写真で住戸ごとの違いを確認できない場合、追加の写真、または「保証書」等の提出を求めることがあります。

工事【後】写真の提出免除はありません

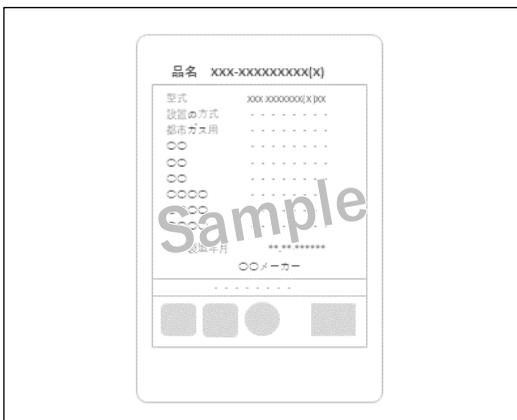
F 補助対象製品の銘板写真(設置台数分)

カラー

導入した補助対象製品の型式(型番)等がわかる銘板ラベルの写真を提出してください。

提出書類の画像が見切れていたり、不鮮明で確認できない場合、受理されないことがあります

入手 施工業者(賃貸集合給湯省エネ事業者)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ①設置工事後に撮影したことが確認できる、補助対象製品の銘板ラベルであること
- ②製品型式(型番)が確認できること
- ③使用する燃料が下記のいずれかであること
 - ◆都市ガス
 - ◆LPガス
 - ◆灯油
- ④製造年月が確認できること

銘板ラベルの写真の提出免除はありません

G

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)

白黒可

以下1)~5)のいずれかの書類を1つ提出してください。(法人の場合は担当者の本人確認書類を提出)

入手 工事発注者(共同事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 「氏名」が工事発注者(共同事業者【乙】)であること
- ② 有効期限内のものであること
※1)住民票の発行時期は不問、現況が確認できるものであること

1) 住民票

補 足

- 個票、世帯票のいずれも可
- マイナンバーが記載されていないものを提出
(記載がある場合、受付できません)



2) マイナンバーカード

補 足

- 必ず表面のみ提出
※裏面にはマイナンバー・QRが記載されているため、提出しないでください。



3) 運転免許証

補 足

- 運転経歴証明書でも可
- 国際免許証は除く



4) 在留カード または 特別永住者証明書

補 足

- 外国人登録証明書は不可



在留資格があり、
在留期限まで90日以上あるもの



有効期間内のもの

5) 健康保険被保険者証 または 後期高齢者医療被保険者証

補 足

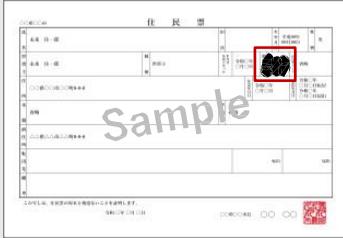
- 「保険者番号および被保険者等記号・番号等」および「QR」は必ずマスキングして提出
(記載がある場合、受付できません)



補 足

- **マイナンバーが記載されている書類のマスクングについて**
提出する書類に個人番号(マイナンバー)が記載されている場合、必ず工事発注者(共同事業者)によるマスクングを行った上で提出してください。

《住民票》



《マイナンバーカード》

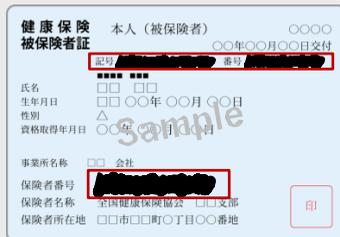


マイナンバーカードは必ず表面のみを提出してください。

※裏面にはマイナンバー・QRが記載されているため、提出しないでください。

- **健康保険証のマスクングについて**
本人確認書類として提出する健康保険証は、以下の項目が記載されている場合、必ず工事発注者(共同事業者)によるマスクングを行った上で提出してください。

《健康保険被保険者証》



健康保険被保険者証でマスクングが必要な情報

- ◆ 記号・番号・枝番(被保険者番号)
- ◆ 保険者番号
- ◆ QR

マスクングされていないこれらの書類は、提出されても受付できません

予約時 予約後 交付申請
交付申請のみ

《工事発注者が法人の場合》
法人の实在確認ができる書類

白黒可

「商業登記の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」もしくは「法人印の印鑑証明書」のいずれかを提出してください。

入手 工事発注者(共同事業者)

《商業登記の現在事項全部証明書*1
または履歴事項全部証明書*1》



*1 登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

《法人印の印鑑証明書*2》



*2 発行元の記載、押印があること

確認事項

- ① 「商号」が工事発注者の会社名と一致すること

※発行時期は不問、現状が確認できるもの

もしくは

予約時 予約後 交付申請
交付申請のみ

《工事発注者が管理会社の場合》
賃貸集合住宅の管理についての契約書(管理委託契約書等)

白黒可

本事業の補助対象製品を導入する賃貸集合住宅の所有者と締結した「管理委託契約書」の以下の確認事項に該当するページを提出してください。

※管理報酬の具体的な金額等の箇所はマスキングして提出可

入手 工事発注者(共同事業者)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 賃貸集合住宅の管理委託契約であること
- ② 管理委託契約の締結日の記載があり、着工前であること
- ③ 管理物件名、所在地の記載があり、リフォーム工事を行う住宅名称および所在地と一致すること
- ④ 管理委託発注者(依頼者)の記名・押印があり、賃貸オーナー等であること
- ⑤ 管理委託請負者(受注者)の記名・押印があり、共同事業者であること
- ⑥ 以下の項目が確認できること
 - ◆管理報酬
 - ◆契約の有効期限
 - ◆管理項目

K

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

《加算対象となる工事を実施した場合》

加算対象となる工事が確認できる工事【後】写真(設置台数分)

カラー

同一の工事写真を用いて複数の交付申請が提出された場合や、写真の偽造(合成等)が疑われる場合、事務局は故意か故意でないかに関わらず、不適切な行為とみなし厳正に対処します。

交付申請にあたっては、不適切な行為と誤解されないよう、提出書類を含めた申請内容に誤りがないことを十分確認の上、提出を行ってください。

加算対象となる工事を実施し、加算を受けるために、実施した工事が確認できる工事【後】写真を提出してください。

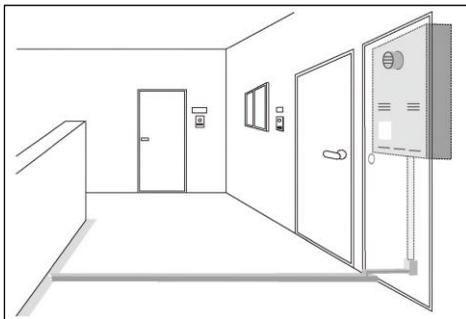
設置する給湯器の「追い焚き機能の有無」と「工事方法」により、提出する写真が異なります。

下記を参考にして、撮影してください。

(加算対象となるすべての住戸、機器についての写真が必要です)

ドレン排水ガイド敷設工事

入手 施工業者(賃貸集合給湯省エネ事業者)



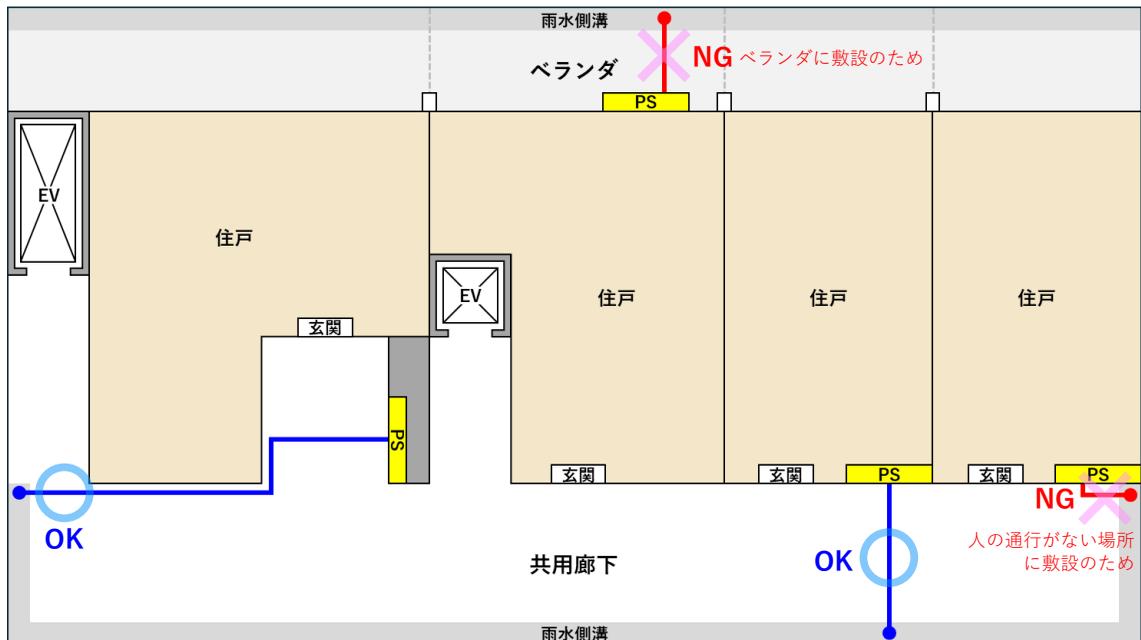
確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① PS(パイプシャフト)扉を開けて撮影していること
- ② 共用廊下に横断して敷設してあること
- ③ ドレン配管とドレン排水ガイド全体が確認できること
(雨水側溝等まで敷設していることがわかること)

※ベランダに敷設しても加算対象になりません。

【参考】対象となるドレン排水ガイド敷設工事例

※共用廊下を横断しない、横断しても人の通行がない場所に敷設した場合、またはベランダに敷設した場合は加算対象になりません。

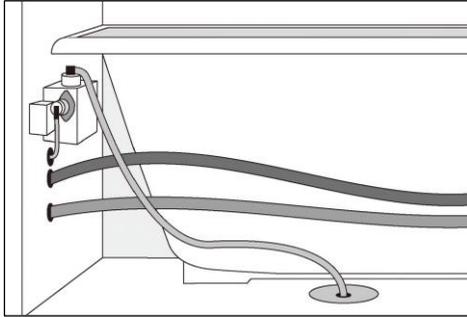


追い焚き機能なし給湯器へ交換

※次ページへ続く

三方弁工事

入手 施工業者(賃貸集合給湯省エネ事業者)

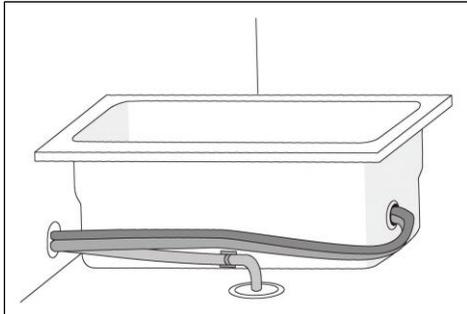


確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① エプロンカバーを外した状態で撮影していること
- ② 三方弁の部材(パーツ)が確認できること
(三方弁ユニットとすべての配管が写っていること)
- ③ ドレン排水管が浴室の排水口につながっていること
(透明樹脂の管の場合等、判別できるように撮影してください)

三本管(二重管含む)工事

入手 施工業者(賃貸集合給湯省エネ事業者)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① エプロンカバーを外した状態で撮影していること
- ② ドレン排水管が浴室の排水口につながっていること
(透明樹脂の管の場合等、判別できるように撮影してください)

※イラストは三本管工事例です



リフォーム工事タイプ

第6章 その他

【本手引きの注釈記号の扱い】 ※：各項の全体に対する注釈です。
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

6-1 工事写真の提出免除について

工事前写真の提出免除について

正しい工事前の写真が提出できない場合に、1事業者1申請に限り賃貸集合給湯省エネ事業者の責任において工事【前】写真・提出免除依頼書(給湯器用)を作成し提出することで、工事【前】写真の提出を免除されます。契約日が2024年11月21日以前であって、工事看板等により撮影日が確認できない場合も同様です。

※工事後写真、銘板ラベルの写真はいずれも免除されません。

指定様式 入手 施工業者(賃貸集合給湯省エネ事業者)

賃貸省エネ 2025 事業依頼書 前中
賃貸集合給湯省エネ 2025 事業依頼書 前中

工事【前】写真・提出免除依頼書(給湯器用)

給湯省エネ 2025 事業依頼書 前中
賃貸集合給湯省エネ 2025 事業依頼書 前中

申請日: 2024年 11月 21日

事業者名: 株式会社 給湯
担当者名(姓): 給湯 太郎

工事【前】写真が提出できない理由について申告し、提出免除を以下の通り依頼します。

(1) 邸名または住宅の所在地(共同住宅等の建物名まで記入)
東京都〇〇区〇〇町 1-1-1 〇〇ハイム

(2) 部屋番号(該当するすべての部屋番号を記入)
101号室・102号室・103号室

(3) 免除を依頼する給湯器工事

個別対応事業	免除を依頼する給湯器工事	<input checked="" type="checkbox"/>
給湯省エネ 2025 事業	<input checked="" type="checkbox"/> ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	
	<input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯機	
	<input type="checkbox"/> ドレン排水パイプ敷設工事	
賃貸集合給湯省エネ 2025 事業	<input checked="" type="checkbox"/> 浴室へのドレン排水(三方弁、三方管(二重管含む))工事	
	<input type="checkbox"/> コックアップへの交換	

(4) 工事【前】写真が提出できない理由
※具体的に記入してください。

(5) 工事【前】写真は、本依頼書の提出により、各事業者1申請に限り免除を受けることが可能です。提出前に必ず、他に本依頼書を提出していないか確認をして以下に認めてください。
 自社で他に本依頼書の提出がないことを確認した

<注意事項>
【依頼書へ】
・委託者が依頼する建設会社の株式会社【前】写真の提出は不要です。(ケース利用を除く)
・工事【前】写真、および依頼書の提出完了後には必ず工事看板を設置してください。

【賃貸集合給湯省エネ】
・加算対象の工事【前】写真については、竣工日が2025年3月9日以前の場合は、別紙【工事】写真・提出免除依頼書(給湯器用、加算対象の工事)の提出により、加算対象の工事【前】写真の提出が不要となります。加算対象の工事以外に、工事【前】写真の提出は必要ありません。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 依頼書の作成日が記入されていること
- ② 賃貸集合給湯省エネ事業者名、担当者名が記載されていること
- ③ 邸名または住宅の所在地が記載されていること(共同住宅等の場合、建物名まで記載すること)
- ④ 該当するすべての部屋番号を記載すること
- ⑤ 依頼する工事にチェックがあること
- ⑥ 提出ができない理由に記載があること
- ⑦ 自社で他に本依頼書の提出がないことを確認したチェックがあること

加算対象となる工事が確認できる工事後写真の提出免除について

正しい加算対象の工事後写真が提出できない場合に、着工日が2025年3月9日以前の場合は、工事【後】写真・提出免除依頼書(給湯器用_加算対象の工事)の提出により、加算対象の工事【後】写真の提出が不要となります。

※設置した補助対象製品の工事後写真は免除されません。

指定様式 入手 施工業者(賃貸集合給湯省エネ事業者)

賃貸省エネ 2025 事業依頼書 前中
賃貸集合給湯省エネ 2025 事業依頼書 前中

工事【後】写真・提出免除依頼書(給湯器用_加算対象の工事)

賃貸省エネ 2025 事業依頼書 前中
賃貸集合給湯省エネ 2025 事業依頼書 前中

申請日: 2024年 11月 21日

事業者名: 株式会社 給湯
担当者名(姓): 給湯 太郎

工事着工日が2025年3月9日以前であるため、工事【後】写真の提出免除を以下の通り依頼します。

(1) 邸名または住宅の所在地(共同住宅等の建物名まで記入)
東京都〇〇区〇〇町 1-1-1 〇〇ハイム

(2) 部屋番号(該当するすべての部屋番号を記入)
101号室・102号室・103号室

(3) 免除を依頼する給湯器工事

個別対応事業	免除を依頼する加算対象の工事	<input checked="" type="checkbox"/>
給湯省エネ 2025 事業	<input type="checkbox"/> ドレン排水パイプ敷設工事	
賃貸集合給湯省エネ 2025 事業	<input checked="" type="checkbox"/> 浴室へのドレン排水(三方弁、三方管(二重管含む))工事	

(4) 提出前に必ず、着工日に誤りがないことを確認して以下に認めます。着工日を記入してください。
 工事の「着工日」が2025年3月9日以前である

着工日: 2024年 2月 26日

<注意事項>
・委託者が依頼する建設会社の株式会社【前】写真の提出は不要です。
・工事【前】写真の提出については、別紙【工事】写真・提出免除依頼書(給湯器用)をご利用ください。1事業者1申請に限り免除を受けることが可能です。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 依頼書の作成日が記入されていること
- ② 賃貸集合給湯省エネ事業者名、担当者名が記載されていること
- ③ 邸名または住宅の所在地が記載されていること(共同住宅等の場合、建物名まで記載すること)
- ④ 該当するすべての部屋番号を記載すること
- ⑤ 依頼する工事にチェックがあること
- ⑥ 着工日に誤りがないことを確認したチェックおよび着工日の記載があること

6-2 契約書(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象となる小型の省エネ型給湯器の交換設置について、提出される契約書は電子契約にて締結されたものでも構いません。ただし、提出される書類上で、以下のことが確認できる必要があります。

- ①契約日(着工日前であること)
- ②契約の発注者と請負者双方の同意
- ③同一IDが記載されている等、書類間の関連性

以下の例を参考に提出する書類に不備がないことを確認してください。

※契約書に関する他の要件等については、P37~38をご確認ください。

※以下に例示する書類や項目名称は、利用する電子契約システム等により異なる場合があります。

例1 契約書の紙面上に契約締結日の記載がある場合

《(A)契約書》

《(B) Aの契約締結を証明する書類》

+

ID等により(A)と(B)が関連している

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確でない場合、契約書の合意締結が確認できないため、不備となる場合があります。

例2 契約日の記載は無いが、電子契約システム上で双方が合意した日を締結日とする旨が、契約書上に明記されている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、電子契約システム上において双方が契約内容に合意(承認や電子署名)した日(以下、「合意締結日」という)を契約日とすることが、『契約書(A)』において明記(α)されている場合、当該『Aの合意締結日を証明する書類(B)』を契約書と併せて提出することで、契約日を申告します。

《(A)契約書》

《(B) Aの契約締結を証明する書類》

+

ID等により(A)と(B)が関連している

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。

※Bを提出した場合であっても、Aに契約日の記載がある場合は、当該日付を契約日とみなします。

※Bに記載される双方の合意した日が異なる場合、いずれか遅い日付を契約日とみなします。

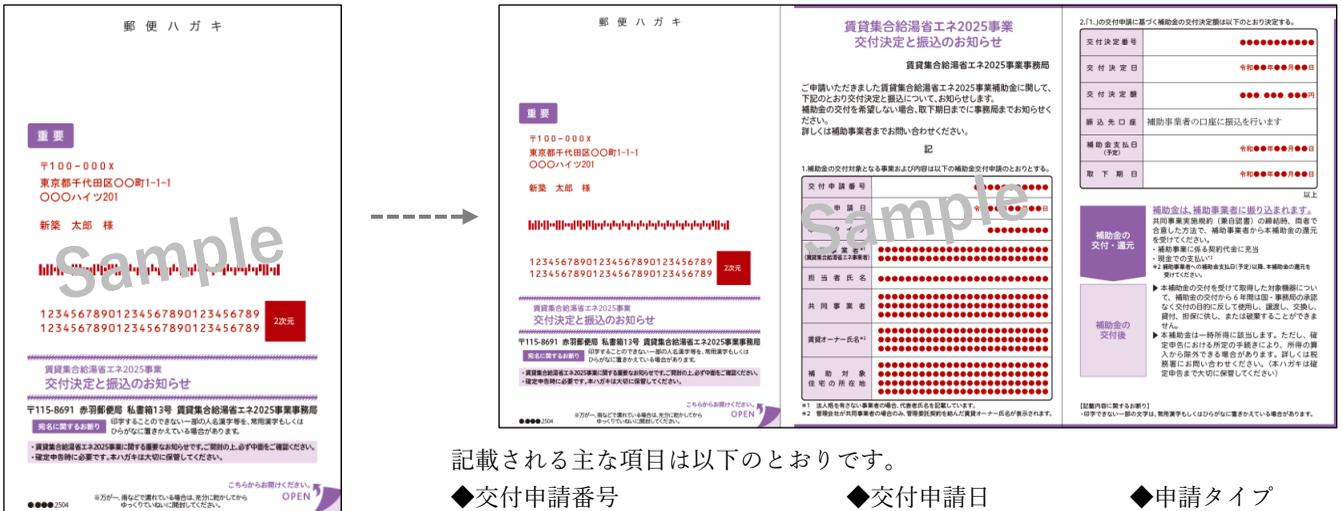
※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確ではない場合、契約書の合意締結が確認できないため、契約日を申告することはできません。

6-3 交付決定時の郵送物

交付を決定した補助事業の工事発注者(共同事業者)に対して、事務局から交付決定を通知する「交付決定と振込のお知らせ」(圧着式ハガキ)を郵送します。

《交付決定と振込のお知らせのイメージ》

※工事発注者(共同事業者)宛



記載される主な項目は以下のとおりです。

- ◆ 交付申請番号
- ◆ 補助事業者(賃貸集合給湯省エネ事業者)
- ◆ 賃貸オーナー氏名
- ◆ 交付決定日
- ◆ 補助金支払日(予定)
- ◆ 交付申請日
- ◆ 担当者氏名
- ◆ 補助対象住宅の所在地
- ◆ 交付決定額
- ◆ 取下期日
- ◆ 申請タイプ
- ◆ 共同事業者
- ◆ 交付決定番号
- ◆ 振込先口座

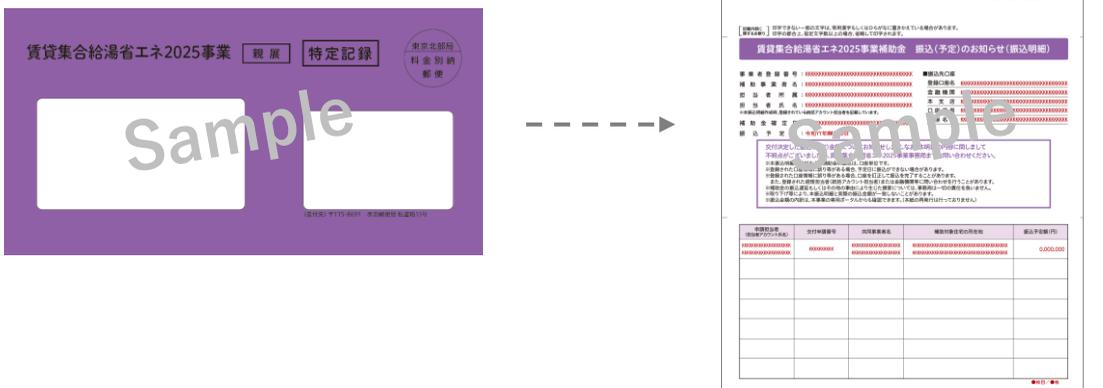
※紛失した場合は再発行はできません。
共同事業者が紛失等した場合は、賃貸集合給湯省エネ事業者より『交付決定通知書(様式4)』をお渡しください。

6-4 補助金の確定・交付時の郵送物

振込にあたり、統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者宛に、口座単位の「振込(予定)のお知らせ(振込明細)」(封書)を郵送します。

《振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ》

※統括アカウント利用者または経理担当者宛



記載される主な項目は以下のとおりです。

- ◆ 事業者登録番号
- ◆ 担当者所属
- ◆ 担当者氏名
- ◆ 補助事業者名
- ◆ 振込予定日
- ◆ 振込先口座情報
- ◆ 申請担当者(担当者アカウント氏名)
- ◆ 交付申請番号
- ◆ 共同事業者名
- ◆ 補助対象住宅の所在地
- ◆ 振込予定額

※紛失した場合は再発行はできません。
振込金額の内訳は本ポータルでご確認が可能です。



リフォーム工事タイプ

第7章 更新履歴

【本手引きの注釈記号の扱い】

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

